



Title	ヨーロッパ統合における人の域内自由移動
Author(s)	本田, 雅子
Citation	経済學研究, 47(3), 79-109
Issue Date	1997-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32083
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(3)_P79-109.pdf



ヨーロッパ統合における人の域内自由移動

本 田 雅 子

1 はじめに—問題の所在

ヨーロッパ諸国の完全な政治経済統合を究極の目標として進められてきた戦後の欧州統合の試みは、壮大な歴史の実験として今日に至るまで常に世界の強い関心を集めてきた。国際関係および世界経済秩序に与えるインパクトの大きさから、欧州統合においてはとりわけ次の2点が非常に注目されてきた。第1には、1958年の欧州経済共同体（EEC）設立条約（以下ローマ条約）締結以来、欧州統合が「共同市場」の完成を目指してきたという点である。諸国家の市場はこれまで関税や非関税障壁、出入国管理、その他様々の規制によって分断されてきた。欧州統合は分断された加盟諸国の国内市場を、物・人・資本・サービスが自由に移動できるひとつの巨大な単一市場としてまとめ、作り替えようとしている。そのような歴史的に例を見ない巨大な共同市場が出現するならば、世界経済の構造に大きなインパクトを与えることになるであろう。第2に、欧州統合の試みが重要であるのは、それが既存の「国民国家(nation-state)¹⁾」という枠組みの見直しを図る際のひとつのモデル

を提供してくれるからである。「国民国家(nation-state)」は、近世から19世紀頃までにフランス、イギリスなどのヨーロッパ諸国において確立されていったが、第二次世界大戦後の国際連合(United Nations)の形成によって、国際関係における基本的な単位としての不動の地位を確立した。しかしながら、ユーゴスラビアの民族紛争に見られるように、近年、これまで国際連合(United Nations)の一員として国際的にその地位を認められてきた「国民国家」が分裂の危機に直面するという事態が生じている。これによって現在存在する多くの「国民国家」が実は国家の成員をひとつの「ネイション(nation)」に統合することに成功していなかったことを露呈した。ここに至って、「ネイション」というものの再検討の必要性が高まっているように思える。最近のチェコスロバキアの分離、カナダのケベック州の分離運動、イタリアの北部同盟の独立運動など、世界各地で起こっている動きを見ると、国民国家はエスニック(ethnic)なものによって分離される方向へ向かっているように見える。しかしながら、そのような分裂は、平和的に行われる場合は問題がないように思えるかもしれないが、暴力的な紛争によって行われる場合の人的・社会的損失は非常に大きく、また実際の国家の領土的分割を行うにあたっては様々な困難に直面する。さらに、異民族

1) 「国民国家」とは、ひとつの「国民」すなわち「ネイション(nation)」がひとつの「国家(state)」を構成している国家であるが、政治学の文献においては「ネイション」という概念の普遍的定義はいまだ確立されていないといえる。一方で、Kellas(1991)のように、「ネイション」に「共通の先祖」というエスニック(ethnic)な要素を含める定義があり、他方、Gellner(1983)やHobsbawm(1990)のようにそれを含めない定義がある。本論文では、Kellasのような「共通の祖先」を含める定義ではなく、Gellnerの定義、すなわち、「ネイション」とはその成員が理念お

よび記号の体系、行動および意思伝達の方式の意味での同じ文化を共有し、互いに同じ「ネイション」に属していると認識するものという定義をとることを強調しておきたい。なお、「国家(state)」は統治機関と定義しておく。

間の結婚および混血によって、エスニック集団というものの実態は実はあいまいになっており、これを基準とした分割は必ずしも絶対的なものであるともいえない。「国民国家」の枠組みはそれ自体が問題であるというよりむしろ、「国民国家」がHobsbawmやGellnerの意味での「ネイション」の形成を行ってこなかったことにありと思われる。欧州統合は民族による「国民国家」の分断という流れにさからって、民族的なものを国家形成の原理とすることなく、既存の「国民国家」の枠組みを解体し、そのような解体の上に、平和、平等、自由、連帯、経済的・社会的安定という共通の基礎的な価値に基づいた「ヨーロッパ」という新しい「国民国家」を建設しようとする実験である。このような変更を加盟国が主体的に平和的な方法で試みるECの実験は、今日の民族間での対立の解消のモデルとなりうる点で、現代世界においてはよりいっそう注目されるのである。

欧州統合はこのように2つの点で、すなわち、それが「共同市場」の設立を目指している点と、既存の「国民国家」の解体と「ヨーロッパ」の建設の試みを伴うという2点において、政治経済学の最も重要な分析対象のひとつであるのだが、これらの目標に対して極めて重大な意味を持つ政策分野が、人の移動の自由化である。ヨーロッパ主義的理想に即して言えば、欧州統合は、上述した意味で国民国家を解体した後、これらの異なる諸国民を「ヨーロッパ人」というひとつの「ネイション」としてまとめあげることを要する。ひとつの「ネイション」が成立し、安定的に維持されるためには、その成員間に「ネイション」に対する帰属意識の形成が不可欠である。そのような帰属意識は、もしも成員間に法的差別が存在し、このため域内での自由移動が制約を受けるような状況では形成されないであろう。Deutsch(1953)から始まり、近年のGellner(1983)に至る、国民国家やナショナリズム形成に関する近代主義的研究は、産業社会の発展と関連する労働移動が国民形成に重要

な役割を果たしたことを示している²⁾。このような仮説の上に立つならば、ECの域内移動の自由化の政策によってスムーズにEC諸国民の地理的・社会的流動化が達成される時に、EC諸国民がひとつの「ネイション」として統合されるという展望が生まれてくる。そうなれば、EC統合全体に対して決定的な意味をもつであろう。

このような人の自由移動の重要性は、ある意味でこれまでの経済理論にも反映されてきたともいえる。経済理論はこれまで必ず、一国内では生産要素である資本および労働の移動が完全に自由であるという仮定に基づいて立てられてきた。つまり、単一の労働市場は国民経済の成立に不可欠と考えられてきたのだといえる。したがって、ECが経済理論上の「国」としての経済の実態を備えたといえるためには、これらの生産要素の域内移動の完全な自由化が必要である³⁾。この意味でも労働移動、すなわち労働の提供者としての人の移動の自由化は非常に注目されるべきであるといえよう。

以上に見るように、政治学および経済理論上、労働移動の自由化は非常に重要な意味を持っているのであるが、これらの理論はある程度の示唆は与えてくれるものの、現実にはどのような移動自由化の制度を実施すれば「共同労働市場」や「ネイション」の形成が実現されるのかを教えてはくれない。実践においては欧州共同体は歴史的に与えられた環境との相互作用の中で試行錯誤を積み重ねていくしかなかった。欧州共同体のこれまでの人の自由移動の制度化を、それが「共同労働市場」や「ネイション」の形成

2) Deutsch (1953), p.75, Gellner (1983), p.63.

3) 現実の労働市場は一国内においても必ずしも単一であるとはいえない。筆者は労働市場の二重構造や企業内労働市場などの複数の労働市場の存在を否定する立場にはない。しかしながら一般に経済理論において国内労働市場を単一であるとする抽象化は特に他国との比較において許されている。ここでの議論は、ECが経済理論上で一国として扱われるには少なくとも国内労働市場が単一であると抽象化されうる程度までは単一であらねばならないことを述べただけである。

にどのような影響を持ちえたのか、あるいは持ちえなかったのかという視点から再検討し、持ちえなかった面があるとする制度のどこに限界があったのかを特定する作業が必要とされている。そうしたうえで、初めて、欧州統合の理念と実態が十分に明かされることになるし、また、今後の制度化に対する展望を与えることができるであろう。本論文は以上のような問題意識にたって、ローマ条約締結から1993年までの欧州共同体の人の自由移動の制度化について論述する⁴⁾。2章では人の自由移動の制度化を歴史的に3つの画期に区分し、それぞれの時期の制度化の展開について叙述し、同時にこの制度化の過程で実態はどのように変化してきたかを示しながら、各々の時期における制度の意義と限界についての考察を加える。3章では、2章で行った政策分析と実態の概観から浮かび上がった問題点を整理し、提示する。最終章で結論と今後の課題設定を行う。

2 統合と労働移動自由化政策—その展開過程

1. 60年代～70年代初頭

(1) ローマ条約における人の自由移動

はじめに述べたように、ローマ条約は「共同市場」の設立という目標を掲げ、その目的達成のために共同体が「加盟国間の人、サービスおよび資本の自由移動に対する障害の除去」を行うことを規定していた。これらの自由移動のうちで、人の自由移動については第48条～51条⁵⁾

4) 入手可能であった最新データの限界から、本論文が取り扱う時期は基本的に1993年までとした。しかしながら、ヨーロッパ統合における人の自由移動の制度の展開を分析する基本的視覚を指摘するにはこの時代設定は十分であると考えられる。後述するように、これ以後の制度上の展開は今後の課題である。なお、1993年11月のマーストリヒト条約の発効以来、ECはEUと呼ばれるようになったが、本論文では1993年までの事についてはECで表記を統一してある。

5) 50条の青年労働者の交換に関する規定も重要では

が「労働者の自由移動」を、第52条以下が「自営業者」の開業の自由を規定している⁶⁾。48条によって保障される労働者の自由移動とは、雇用、報酬その他の労働条件に関して、加盟国の労働者間の国籍に基づくすべての差別待遇を撤廃することを意味する(48条2項)。また、自由移動は次の権利を含んでいる。すなわち、(a)実際に申し出を受けた雇用に応ずる権利、(b)このため全加盟国の領域内を自由に移動する権利、(c)その国の労働者の雇用を規制する法令および行政規則に従って、雇用に就くためある加盟国に滞在する権利、(d)ある加盟国の領域内で雇用に就いた後、EC委員会が定める実施規則に規定される条件に従って、その領域内に居住する権利である(48条3項)。51条は、労働者の自由移動を確保するために社会保障の分野での必要な措置を、閣僚理事会が採択することを定めている。特に、(a)給付を受ける権利の設定および維持ならびにその給付の算定のため、各国の国内法によって考慮されるすべての期間を合計すること、並びに(b)加盟国の領域内に居住する者に対して給付を支払うこと、の2点を保障する制度を設けることを規定している。

第48条に定められた労働者の自由移動を実現するために閣僚理事会は命令または規則⁷⁾を制定しなくてはならないが(同条約第49条)、そのため特にとられるべき措置とは、(a)各国の国内

あるが、本論文の論旨からは特に必要ないため、ここでは取り上げない。

6) 本論文では「労働者」の自由移動に関する制度を中心に取り上げるので、自営業者の「開業の権利」としての自由移動については必要な限りで言及するにとどめる。

7) 規則とは「そのすべての要素について義務的であり、すべての加盟国において直接適用することができる」法律であり、命令とは「達成すべき結果について、それが向けられたすべての加盟国を拘束するが、方式および手段については加盟国の機関の制限に任せる」ものである(ローマ条約第189条)。ローマ条約はEC法体系における一次的法源、すなわち、いわば欧州共同体の憲法法であるので、そのまま直接適用されることはなく、規則や命令などの2次的法源の制定によって初めて加盟国に適用可能になる。

労働行政官庁の間の緊密な協力を確保すること、(b)労働者の自由移動を妨げる原因となっているような行政上の手続きおよび慣行ならびに就職資格を得るための期間を漸進的に撤廃すること、(c)国内法に定める期間その他の制限で、労働者の雇用の自由な選択について自国労働者に対する条件と異なる条件を課しているものを、漸進的に撤廃すること、(d)雇用の供給と需要の均衡の達成を容易にするような機構を設立することである。

第48～51条以外に、労働者の自由移動に関連を持つ規定としては、第123条以下の欧州社会基金(ESF)の規定がある。欧州社会基金とは、「共同市場における雇用の可能性を増進し、もって生活水準の向上に寄与するために」設立されたものであり、「共同体内の労働者の雇用を促進し、共同体内での労働者の地理的および職業的な移動性を増進させる任務」を負っている。具体的には、基金は、加盟諸国が職業上の再教育と移住手当によって労働者に対して再雇用を確保するために支出する費用の50%を負担することになっている(第125条)。

ローマ条約は以上のように、移動・滞在・居住の権利を保障し、国籍による差別を禁止し、社会保障上の不利益をなくすることによって人の移動を自由化しようとしている。しかしながら、同条約48条以下の条文をまとめる章のタイトルが示すように、人の自由移動は「労働者」の自由移動であって、しかも「実際に申し出を受けた雇用」に応じた自由移動である。ローマ条約は雇用される「労働者」の自由移動の権利を保障していたが、職を持たない者、例えば学生や年金生活者なども含んだすべての人間の自由移動の権利を直接に保障するものではなかった。また、そのような「労働者」の自由移動に対しても、公序、公安および公衆衛生を理由として正当化される制限は例外的に認められている(48条3項)。さらに、行政機関における雇用については、自由移動の規定は適用されない(48条4項)。以上のことからローマ条約の枠組み

は、冒頭に述べたような単一の「欧州共同労働市場」や「ヨーロッパ人のネイション」の形成を直接の目的とするようなものであったとはいえない。しかしながら、48条以下のローマ条約の規定は少なくとも「労働者」に対しては内国民との平等を謳っていたのであり、また、実施規定によって発展させられる可能性も持っていた。次に実施規定の展開を見てみよう。

(2) 労働者の自由移動に関する規則および命令

ローマ条約は人(労働者)の移動の自由化の規定を過渡期間内に漸進的に実現することを規定していた。労働者の自由移動の実施のための法律は、実際には三段階を経て過渡期間までに立法化が完了した。まず1961年に理事会規則15/61⁸⁾が制定された。この規則は労働者に固有の権利として就業の自由を与えたのではなく、加盟諸国が労働者に就業を許可する(同規則第2条参照)というものであって、そもそも過渡的な性格の法律であったといえる。また、季節労働者や国境労働者⁹⁾は規則の適用の対象外となっており、適用範囲も限られたものだった。同規則では(1)求人埋め込みにあたって3週間の自国民優先雇用期間が設けられており、(2)雇用条件に関しての国籍による差別は禁止されたが(第8条1項)、労働組合への参加に関しては、それへの加入と、企業内の労働者代表組織への選挙権は認められたものの(同条2項)、被選挙権は認められず、(3)雇用の延長に関しては、1年間継続して同一職業に正規の雇用形態で就業していないと労働許可の更新を受けることができず、資格を持つ他の職に就業するには3年後、すべての職に就業できる労働許可証を取得するには4

8) Règlement n° 15/61/CEE, Journal Officiel des Communautés européennes n° 57 du 26 août 1961, pp.1073/61-1084/61. なお、規則15/61というのは、1961年に採択された規則15号という意味で付けられた規則の通し番号である。

9) 国境労働者とは、ある加盟国に住居を持ちながら、別の加盟国で働き、毎日または週に一度は帰宅する労働者として定義されている。

年後を待たねばならないという制限があった。

(4)ローマ条約には規定がない配偶者と21歳未満の子供について呼び寄せが認められた(第11条1項)点は画期的であったが、ローマ条約の実施という点ではまったく不完全なものであった。

同規則はその第II部において、ローマ条約第49条に基づいて労働者の自由移動の問題について加盟諸国政府が協力するための枠組みと、雇用の需給を結び付けるための調整機関について規定した。具体的にはEC委員会の内部に共同体レベルで求人と求職の調整を行うことを任務とする『欧州職業紹介調整局』を設置する(第21～25条)こと、労働者の自由移動の問題に関してEC委員会を補佐する機関として諮問委員会(第28～35条)と技術委員会(第36～41条)を設置することになっている。諮問委員会の構成は、各加盟国につき2名の政府代表、2名の労働組合代表、2名の雇用者組合代表の合計36名である。これに対して、技術委員会は各国から政府代表1名の計6名で構成されている。

1964年に理事会規則38/64が制定され¹⁰⁾、この規則によって規則15/61は廃止された。規則15/61に比べて前進した点は、規則38/64によって、加盟国労働者は固有の権利として移動を認められるようになったこと、季節労働者、国境労働者も適用対象となったこと、3週間の国内労働者優先期間が廃止されたこと、雇用延長に関する制限の緩和がなされたこと、すなわち、労働許可証が2年目から無制限、その後は自動的に更新されるようになったことである。呼び寄せ可能な家族の範囲も拡大され、労働者とその配偶者の尊属にまで及ぶようになった。また、労働者の子供の教育については、規則15/61は職業訓練への参加を保障するにとどまっていたが、規則38/64において初めて一般教育を受ける権利が保障されることになった。労働組合における被

選挙権については、同一企業に3年間勤務した後には獲得できるようになった。しかしながら、労働許可証という移動の障害は依然として残されたままであり、この規則もローマ条約の実施という観点からは過渡的な法律であった。

1968年、さらに規則1612/68¹¹⁾が制定され、規則38/64にとって代わった。この規則1612/68と、それと同日に採択された居住権に関する命令360/68¹²⁾によってEC域内労働者の入国・滞在にはもはや加盟諸国による労働許可証が必要とされなくなった。域内労働者は労働許可証なしで他の加盟国に入国し、就業した後は5年間の居住許可を取得することができ、それは5年毎に自動的に更新されることとなった。雇用の延長に関する制限もすべて撤廃された。域内労働者は内国民と同一の社会上・税制上の利益を受けることができることが明記された。これらの規則・命令によって、ローマ条約48条の2項の労働条件に関する国籍に基づく差別の撤廃、3項(a)(b)(c)の労働者の自由移動・滞在の権利が法律としてほぼ具体化されたといえる。残る3項(d)の退職後に残留する権利については、1970年の委員会規則1251/70¹³⁾によって具体化された。

ローマ条約第51条が定める労働者の自由移動を確保するために必要な社会保障上の権利の保護措置に関しては、1959年の過渡的な理事会規則を経て、1971年に規則1408/71¹⁴⁾および規則574/72¹⁵⁾によって具体化されることとなった。

11) Regulation(EEC) No 1612/68 of the Council of 15 October 1968, Official Journal of the European Communities (以下OJと表記) No L 257, 19.10.1968.

12) Council Directive No 68/360/EEC of 15 October 1968, OJ No L 257, 19.10.1968.なお、命令の通し番号は規則の番号と逆に、採択年が先、規則番号が後になっており、命令68/360とは、1968年に採択された命令360号という意味である。

13) Regulation(EEC) No 1251/70 of the Commission of 29 June 1970, OJ No L 142, 30.6.1970.

14) Regulation(EEC) No 1408/71 of the Commission of 14 June 1971, OJ No L 149, 5.7.1971.

15) Regulation(EEC) No 574/72 of the Commission of 21 March 1972, OJ No L 074, 27.3.1972.

10) Règlement n° 38/64/CEE, Journal Officiel des Communautés européennes du 17 avril 1964, pp. 965/64-980/64.

同規則は、疾病及び出産給付、障害給付、老齢給付、労災および職業病に対する給付、死亡給付、家族給付などすべての社会保障給付を対象としており、1)国籍を理由とした差別待遇の禁止、2)複数の加盟国において獲得した資格期間の通算、3)給付の国外支給という3つの基本原則に基づいて各国の社会保障制度の調和化を行うよう規定している。

ローマ条約が認める公序・公安・公衆衛生に基づいて正当化される労働移動に対する制限の内容については¹⁶⁾、1964年の命令64/221¹⁷⁾によって特定された。経済的目的による制限は禁止されており（同命令2条）、以前に刑事罰を受けたこと自体は制限理由としては認められない（同命令3条2項）。身分証明書や旅券の有効期間が切れていても、それだけを理由に強制退去させられることはない（同命令3条3項）。

以上の規則および命令の立法化によって、ECの人の自由移動に関する制度は、「労働者」の自由移動を目的として60年代に基本的に確立したといえる。1968年の規則および命令は、加盟諸国の労働者に対する労働許可証を廃止することによって、加盟諸国の労働者が国民国家の枠を越えて統合される基礎を作ったという意味で重要であった。しかしながら、加盟諸国の国民の入国・滞在には労働許可が要求されなくなったとはいえ、観光客の身分で移動した後3ヵ月以内に職がみつからなければその後の滞在は合法的ではなくなる。職がみつかったとしてもその職の契約期間が1年未満である場合は1年までの居住許可証しかもらえない。5年間の居住許可を得るためには雇用主によって発効された1年以上の期間

の雇用証明が必要である。したがって、もしも雇用主が1年未満の契約で共同体移民労働者を雇い入れ、それを何度も更新する形で雇用し続けた場合、その労働者は毎年居住許可証を更新しなければならない。また、労働者が非自発的な失業者となって1年間経過した場合は、初めて滞在許可を更新する際に居住許可の期間を制限されうる。自国民であれば失業しても国外退去させられることがあるはずはなく、生活保護のような受け皿があるわけだが、共同体移民労働者にはそのような権利までは与えられてはいなかった。規則1251/70によって定められた残留の権利も、その行使の要件は、受け入れ先の加盟国で長年就業してその国で老齢年金受給者となったか、あるいは再起不能の疾病または障害によって退職した場合（第2条）のみという厳しいものであった。以上のことから、ローマ条約の実施のための規則・命令も共同体全域にわたる単一労働市場を設立し、共通の市民社会を創出するという、いわばネーションとしてのヨーロッパに結びつくようなものたりえなかったと判断できるであろう。

(3) 1960年代までの域内労働移動の実態と移動制度の意義

ローマ条約およびその具体化としての規則・命令が単一のネーション形成をもたらすようなものではなかったとはいえ、共同体域内労働者の移動に対する障害は1960年代に漸進的に除去されていったことは述べた。このことは労働移動の実態面にどのように反映されたのであろうか。表1は共同体における新規労働許可を発行された外国人数を表している。これを見ると、1960年代までの域内労働移動の特徴は、第1に、移動した共同体労働者の圧倒的割合がイタリア人労働者で占められていること、第2に、1960年以降、イタリア人労働者の移動の大部分はドイツへの移動であったこと、第3に、1960年を通じて域外労働者の共同体への移動が増加し、60年代末には域内労働者の移動を大きく上回ったことであ

16) ローマ条約が認める公序・公安・公衆衛生に基づいて正当化される労働移動に対する制限は当初は加盟国によって広く解釈される傾向にあったが、1970年代の欧州裁判所の判例を通じてしだいに制限が認められるケースは限定されていくこととなった。この件に関する1970年代の判例の動向は曾（1978）を参照されたい。

17) Council Directive No 64/221/EEC of 25 February 1964, Journal Officiel des Communauté européennes n° 56 du 4 avril 1964.

表1 新規労働許可証を発行された外国人数(単位1,000人)

	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
1)EEC労働者	109	94	206	227	221	181	188	259	211	95	162	167
2)内イタリア人 内ドイツへ	85 19	73 42	171 141	205 165	199 165	158 134	164 141	235 203	188 164	75 576	142 130	145 136
3)域外労働者	65	57	126	207	292	334	448	452	382	190	358	692
4)合計	174	151	332	434	513	515	636	711	593	285	520	859
2)/1) (%)	77.4	78.3	83.2	90.3	90.1	87.6	87.1	90.6	89.3	78.4	87.2	87.1
2)/4) (%)	62.6	62.0	61.9	52.3	43.1	35.1	29.6	36.4	35.6	33.4	31.2	19.4
2)の移入先 (%)												
ベルギー	5.3	1.5	0.6	1.0	2.2	2.5	2.9	3.1	3.3	5.4	2.2	-
西ドイツ	23.0	57.9	82.5	80.5	82.7	84.8	86.4	86.6	87.0	77.2	92.0	93.8
フランス	60.4	29.0	11.4	11.6	10.8	8.2	7.0	7.7	7.1	14.2	4.2	4.5
ルクセンブルク	10.3	11.2	4.7	4.8	2.7	2.9	2.2	1.6	1.5	1.4	0.7	0.6
オランダ	1.1	0.4	0.8	2.2	1.6	1.6	1.6	1.0	1.1	1.8	0.9	1.1

出所：EC委員会（1971）p.22より作成

る。ローマ条約においてEC加盟諸国間の国籍による差別を廃止して、労働者の自由移動の促進が合意されながら、なぜ上で述べたような制限的な規定や制度が残され、実態面でも域外労働者の移動が増大することになったのであろうか。この問いに答えるためにまずは当時のEC諸国の労働市場の状況とEC諸国が採用した労働力政策を見なければならぬ。

1960年代にイタリア人労働者の大部分を吸収したのは西ドイツであったことは述べたが、イタリア人労働者の受け入れはローマ条約から始められたわけではない。西ドイツの場合、1955年の中頃までに農業部門と、鉄鋼、造船、炭鉱などの特定の産業における労働力不足が意識されるようになったことから外国人労働者の導入が検討されるようになり、その手始めに行われたのがイタリア人労働者の受け入れであった。1955年12月、ドイツはイタリアとの間に労働者の受け入れのための2国間協定¹⁸⁾を結び、翌年その協定に基づいて公的な募集センターをイタリア国内に開設し、限定的に農業部門と工業部門に少数のイタリア人労働者の受け入れを行っ

た。当時の西ドイツ政府の外国人労働力導入政策は外国人を一定年限の契約で雇用し、期限終了後は帰国してもらうという『ローテーション原則』に基づいており、外国人労働力の導入には、1)西ドイツ人労働者をより熟練度の高い労働へと上昇させる、2)外国人は経済の必要性、とりわけ地域的な労働力需給の不均衡を調節する、などのメリットがあることが強調された¹⁹⁾。

1960年には未充足求人数が失業者数を上回るようになり、さらに厳しい労働力不足の状況に直面した西ドイツはイタリアに第二の募集センターを開設する。この著しい労働力不足はイタリア人労働者の受け入れだけでは解消されないと判断した西ドイツ政府は、同年、スペイン、ギリシャにも公的募集センターを開設している。さらに、61年にトルコ、63年にモロッコ、64年にポルトガル、65年にチュニジアへと2国間協定を拡大していった。それでもなお西ドイツの労働市場の労働力不足は治まらず、65年には西ドイツ国内で働く外国人労働者は100万人を越えたにもかかわらず、まだ64万人もの求人が充足されなかった。68年にはユーゴスラビアとも2国間協定を結んでいる。この結果生じた

18) 西ドイツの外国人労働者受け入れのための2国間協定に関して詳しくは手塚（1989）を参照されたい。

19) 上掲論文p.80-81。

表2 西ドイツにおける外国人労働者数(単位1,000人)

	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
外国人労働者	127	167	329	549	712	829	986	1217	1314	991	1090	1501
イタリア人	26	49	144	225	277	287	296	372	391	267	304	349
ギリシャ人	3	4	21	52	81	117	155	187	195	140	145	191
トルコ人	-	-	-	-	19	33	85	133	161	131	153	244
スペイン人	2	2	17	62	94	120	151	183	178	118	116	143
ポルトガル人	-	-	-	1	1	2	5	14	21	18	20	30
ユーゴスラビア人	5	7	9	13	24	44	53	64	97	96	119	265

出所: Statistisches Bundesamt

のが、ギリシャ人、トルコ人、スペイン人などの域外労働者の急増だったといえる(表2)。

西ドイツに次いでイタリア人労働者の受入数の多いフランスについても言及しておこう²⁰⁾。フランスの場合、1945年に国家移民局(ONI)を設置し、自国を「移民の国」と呼び、人口減少問題の解消のために定住移民としての外国人労働者受け入れを開始した。この点は西ドイツが『ローテーション原則』に基づく受け入れから始めたのとは異なっている。定住移民であるので、フランスはまずフランス人と文化的にも民族的にも近いイタリア人の移民を受け入れようとし²¹⁾、1946年にイタリアと労働者受け入れ協定を結んでいる。1946年の人口センサスでは、外国人人口約174万人中イタリア人労働者は約46万人であり、外国人労働者のうちで最大の集団を形成していた。しかしながら、1960年代に入ると、西ドイツの高賃金水準と政府の積極的な募集活動に誘因されてイタリア人はフランスよりも西ドイツに向かうようになる²²⁾。このた

め生じた労働力不足の解消のために、フランスは域外諸国と2国間協定を次々と締結していった。1961年にはスペイン、1963年にはポルトガル、モロッコ、チュニジアとそれぞれ労働者受け入れ協定を締結した。アルジェリアとは62年に2国間の自由移動を再確認する協定を結んだ。これらの国との2国間協定の締結に際しては定住移民の獲得による人口問題の解決という目的は後退し、西ドイツと同様の理由に変わっていた。すなわち、外国人がフランス人にとって魅力のない職業を引き受け、景気循環の緩衝役となって経済に柔軟性を与えること、社会保障費用の節約になることが外国人労働者の受け入れ理由として主張されたのである²³⁾。その結果生じたのが、西ドイツと同様、域外労働者数の増大であった。1958年に新規に入国した外国人労働者のうち約66.9%が域内労働者であったのが、1968年には同比率は約5.3%に低下している²⁴⁾。

西ドイツやフランスが外国人労働者を導入した理由は、自国労働者が就きたがらなくなった職業における労働不足を埋めることであった。このことを反映して外国人労働者は特定の部門の特定の職種に集中することになった。Castles & Kosack (1985)の研究から1968年の外国人労働者の就業状況を見ると、西ドイツの場合、外国人労働者は男子の場合主に金属加工業や建

20) ベネルクス諸国についてはドイツやフランスに比べるとはるかに国の規模が小さく、在住する外国人労働者の絶対数もいちだんと少ないので、論旨の関係から本論文では取り上げなかった。しかしこのことは筆者がベネルクス諸国の労働移動を軽視していることを意味しない。例えばルクセンブルクのような小国では外国人が国内人口に占める割合は非常に高く(1989年で国内人口のおよそ27.5%)、労働移動はドイツやフランスとは異なる意味の重要性をもつ。今後の課題としたい。

21) Hollifield (1992), p.55.

22) Böhning (1972), p.31.

23) Gaspard & Serran-Schreiber (1984) p.30.

24) Böhning (1972) p.30

設業、その他の製造業に集中しており、その職種はほとんどが非熟練または半熟練の重筋、単調労働を内容とするものであった²⁵⁾。フランスにおいても、西ドイツにおけると同様に、男子外国人労働者の就業は主に建設業、電機産業、農林水産業の重筋・単調労働に集中した²⁶⁾。注目すべきことは、共同体労働者であるイタリア人労働者も域外外国人労働者と同じく、金属加工業や建設業、その他製造業などの部門の重筋、単調労働に集中していたことである。

以上のことから、西ドイツもフランスも経済成長によって1960年頃から生じた著しい労働不足に対処するために各国独自に外国人労働者の導入を行ったが、そこで求められた外国人労働力とは自国民の代わりに筋肉労働や単純作業を引き受け、景気循環の緩衝材となるような労働力であったことがわかる。そのような役割を担ってくれるのであれば、域内労働者であろうと域外労働者であろうと関係がなかった。労働市場の下層部分に外国人労働者を組み込むことを目的とした各国の受け入れ政策は、国籍による差別待遇の廃止を謳うローマ条約の規定とは相容れない面を持つ。ローマ条約の具体化が一旦に進まなかったのも、本国人と待遇が均等になるとイタリア人労働者を需給調整のために利用しにくくなるため、労働輸入国である加盟諸国からの抵抗があったためである²⁷⁾。反対に、それでもローマ条約の具体化が進んでいった背景には、加盟国がECの枠組みとは平行して独自に域外諸国と2国間協定を締結していったことによって、イタリア人労働者を利用しにくくなって

も困らない状況が生まれたことがあると言える。

EC域内を移動した共同体労働者の大部分はイタリア人であったことは指摘した。域内労働移動の制度化と移動の実態に関してイタリアはどのような役割を果たしたのであろうか。イタリアでは第二次世界大戦後の1940年代の後半、高い出生率からの人口成長の圧力があつた一方で、それに見合う国内の経済成長による雇用の増大を生み出すことができなかった²⁸⁾。1951年頃からイタリアの経済は奇蹟的な成長を始めるが、その経済成長はミラノなど北部の工業地域に限られたものであり、農業中心の南部には大量の余剰労働力が存在していた。1955年、「共同市場」を設立するためのプランの検討が始められた時、生産性の低いイタリア農業、競争力の弱い工業は域内での他国との競争に負け、国内に失業者が増大することが予想された。したがって共同市場の創設は、それによって生じるイタリアの失業者のはけ口を伴うものでなければならなかった。同年6月イタリアのメッシナで欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) ²⁹⁾加盟諸国の外相会談が開かれ、共同市場を支持することが合意されたが、その際、覚書の形で労働の自由移動の要求を提出し、それを条約中に含めるよう熱心に主張したのはイタリア政府であった³⁰⁾。メッシナ会議でイタリアの要求は検討を合意された事項の中に列挙され、最終的にローマ条約48条以下の形で実現した。自由移動の制度化とイタリア人労働者の移動の増大という実態にはこのようにイタリアの労働市場の状況とイタリア政府の労働力政策も関係していたのである。

以上のことから、ローマ条約の労働移動の規定の導入は、「共同市場」の論理からは当然であ

25) Castles & Kosack (1985), p.72, p.82.

26) 上掲書 p.64, p.80.

27) 例えば、規則38/64の法案作成に際しては労働組合での被選挙権の保障、自国民優先規定の廃止について激しい対立があった。詳しくはDahlberg (1967-68) p.317-325を参照されたい。基本的にこれらの権利の拡大にはEC委員会とイタリアが推進役となり、西ドイツ、フランスは反対、ベルギーやオランダが間に入って妥協案が成立するという構図がみられる。同様の構図は規則1612/68についての交渉にも見られるが、これに関してはKlein (1981) を参照のこと。

28) Krane (1973) P.147-148.

29) ECSCは、石炭鉄鋼産業という特定部門における共同市場を設立することを目的として、1951年に調印された最初の欧州共同体である。加盟国は欧州経済共同体の原加盟国と同じである。

30) Willis (1971), p.53-55.

るように見えながら、実際にはイタリアの熱心な要求によって導入が検討され、ローマ条約締結前の欧州北部の先進諸国における労働力不足という経済状況が有利に働いて、条約中に挿入されたものであり、この労働移動の規定が外国人労働者受け入れ国の労働力導入政策の一環として利用されたにすぎなかったといえる。このような状況から判断すると、理念上はヨーロッパに単一の「ネーション」を創出する可能性を持つ欧州域内労働移動の制度は、60年代には各国ごとに並立している国内労働市場を相互に補完し合う以上の意義を持ちえなかったのである。

2. 70年代初頭～80年代前半

(1) 共同体社会政策による「欧州共同労働市場」の達成

ECの人の移動の自由化政策は、60年代には労働需給をバランスさせるものとしての意義しか与えられず、労働市場は依然として国民国家の枠組みを越えられなかった。その一方で、経済統合は1969年12月のハーグ首脳会談において示された完成・拡大・深化という方針にしたがってさらにいっそうの進展をみようとしていた。ここでいう「完成」とは共通農業政策の拡充による共同市場の完成、「拡大」とはイギリス、アイルランド、デンマークの加盟、「深化」とは経済・通貨同盟の実現である。ハーグ首脳会談では加盟諸国の「緊密に協力して行われる社会政策」に言及がなされた³¹⁾ものの、経済・通貨同盟の実現のための取り組みが先行し³²⁾、共同体社会政策の形成のための取り組みは遅れていた。

このためEC委員会は1971年3月、『共同体社会

政策計画のための予備指針³³⁾』を公表し、共同体の社会政策についての議論を広く喚起しようとした。『同予備指針』は1960年代に経済統合が進展し、加盟諸国は著しい経済成長を続け、EC諸国の全体の生活水準は向上していった一方で、農業部門と石炭産業、繊維産業などの伝統的工業部門が衰退するという産業構造の変化が生じ、そのような産業を基盤としていた地域の失業は増大し、地域的失業格差が拡大していったことを報告している。また、そのような構造的・地域的失業は経済競争において不利な女性や身体障害者、外国人労働者にしわよせされていることが指摘されている。1960年代は経済統合が進展し、加盟諸国が経済成長を遂げることによって統合の利益は共同体の構成員すべてにおよぶという楽観的な見方が支配的であった。しかしながら『同予備指針』によって経済統合の進展と経済発展は共同体の成員すべてに等しく利益をもたらすものではないことが認識されたのである。

欧州共同体が経済・通貨同盟に移行することによって、経済統合がさらに進められるならば、この地域的・構造的失業問題はさらに悪化していく可能性がある。経済面での統合が進められるのならば、一国内で行われていた社会政策も共同体大で行われなければならない。このような問題意識から、『予備指針』は経済・通貨同盟に共同体が移行するにあたって共同体社会政策プログラムの下でEC委員会が今後、発案を行っていく優先行動を特定している。その筆頭に挙げられているのが「共同労働市場のより迅速な達成」である。共同労働市場とは「労働者の真の意味での自由移動が生じ、共同体優先が保障されるような、よく組織された国内市場のように機能する」労働市場であると定義されている。この共同労働市場の達成のためには以下の行動が必要であるとされている。まず、労働市場の「透明度」を高めるために、(a)共同体レベルで

31) Bulletin of the European Communities (以下Bull. ECと略記) 1/1970, p.16.

32) 経済通貨同盟については、1970年3月に作業部会を設置することが理事会で決定し、同年5月には中間報告が、10月には最終報告がEC委員会と理事会に提出され、1971年2月に早くも経済同盟の実現のための計画が理事会で採択された。

33) Bull. EC, Supplement 2/1971.

統計データの定義や集計方法を調和化し、比較可能性を改善すること、(b)各国の職業紹介所を結ぶ統合されたコンピューター・ネットワークのような手段を徐々に導入して求人・求職を照合すること、(c)求人・求職の仲介のために、技術レベルの向上・加盟国の指導訓練制度の近接化・共同体レベルでの職業資格の実用的認定を行うこと、(d)職業上、地理上の移動促進のための訓練開発のための組織を共同体が設置することを提案している。

次に、移民労働者に関して、(a)共同体労働者の自由移動に関する規則の適用についての監視の継続と、慣習におけるどのような差別も防止、停止するために必要なあらゆる行動をとること、(b)すべての移民労働者（つまり域内労働者だけでなく、域外労働者も含む）とその家族に関して新しい居住・労働環境へのよりよい適応を確保すること。具体的には、関係者により多くの情報を提供し、受け入れ環境や住宅の改善、職業訓練コースの開設、子供の文化的適応のための教育の提供などを行なっていくことが必要であるとしている。域外労働者に関して『同予備指針』は、共同体労働者によって現在享受されている社会的権利は、段階的に域外労働者全員に拡大されていかなければならないという方針を明確にしている。

『同予備指針』にはこのほかに、ECが共同体社会政策として取り上げるべき課題として、偽装失業と構造的失業の解消、職務の内外での安全・健康条件の改善、女性の労働条件の改善、身体障害者の就職の促進、共同体レベルでの社会予算の創設、雇用主と労働者の間の協同が挙げられている。

1972年10月の拡大共同体の加盟国首脳会談では、「社会的側面における活発な行動が経済通貨同盟の達成と同じくらい重要である」ことが強調され、『同予備指針』の基本方針が承認された³⁴⁾。この首脳会談によって、1974年1月までに行

動計画を作成することが要請され、EC委員会は1973年4月に『社会行動計画のための指針³⁵⁾』を作成し、さらに吟味した上で最終的に『社会行動計画³⁶⁾』を作成して1973年10月25日に理事会に提出した。『同計画』はほぼ『予備指針』の線に沿って、1)完全雇用および雇用条件の改善、2)生活および労働条件の改善、3)共同体の経済・社会的決定への労使の参加の拡大、の3点を主要目的としている。理事会に早急に提案されるべき行動として『計画』は、1)移民労働者及び障害をもつ労働者への欧州社会基金からの援助、2)開かれた市場経済における障害をもつ労働者のための行動計画、3)欧州労働安全衛生委員会の設立及び炭鉱労働安全衛生委員会の拡充、4)男女の同一労働・同一賃金の原則に関する加盟諸国法を調整するEC命令の策定、5)1975年までに週40時間労働制と1976年までに4週間の有給休暇の一般化、6)環境、生活及び労働条件改善のための欧州財団の設立、7)大量解雇に関する加盟国立法を調整するEC命令の策定、を挙げている。『社会行動計画』は1974年1月21日に理事会の決議によって承認され、これによって、ECが社会政策を通じて「共同労働市場」を達成し、社会的にも統合されたひとつの経済的実体を実現してゆくという方針が明確になった。

(2) 移民労働者に関する政策の転換と労働移動の停滞

『予備指針』においては、地域的失業格差が問題とされ、移民労働者を含めた経済競争に不利な集団を共同体社会政策によって支援していく方針が示されたが、労働移動に対する否定的な見解は見られない。しかしながら、1973年4月19日にEC委員会から理事会に提出された『社会行動計画のための指針』においては、労働移動一般に対する見方が大きく転換していることが

35) Bull. EC, Supplement 4/1973

36) Bull. EC, Supplement 2/1974.

37) 経済学の文献においても労働移動に関する見解の転

34) Bull. EC, 10/1972

わかる³⁷⁾。『同指針』は、「地域の失業が原因で、労働者は職探しのために家を離れることを強要されている。この状況が続く限り、労働移動は「自由」であるとはいえない」とし、「雇用が労働者にもたらされねばならない。強制された移動は終了させねばならない」という方針を明確にしている。『同指針』をもとにEC委員会が作成した『社会行動計画』も「労働者が経済的圧力によって職探しのための移動を強制されることのないよう」共同体労働力人口に十分な職を創造することを目的としている。『同計画』を承認した1974年1月21日の理事会決議においては、(1)加盟国労働者に対して、社会保障と社会的インフラ（住宅、社会事業、子供の教育）の改善を含む共同体域内自由移動の条件を改善する、(2)労働者が出身地域で職を見つけることができるように、様々な段階で支援することによって加盟国労働者とその家族の自由移動を「人間化」する、(3)生活・労働条件、賃金・経済的権利について共同体労働者と非共同体労働者の待遇の平等の達成、(4)域外諸国に対する移民政策の調整の促進を目的とした『移民労働者のための行動計画』を作成するために必要な措置をとるという4点が決定された。この第4点の『移民労働者とその家族のための行動計画³⁸⁾』は1974年12月18日にEC委員会から理事会に提出され、1976年2月9日に理事会による採択をみた。

ECによる移民労働者に対する政策が、1973年頃から、労働者が出身国にとどまれるよう支援することによって、むしろ労働移動を抑制する方向へ転換した背景には、1960年代の加盟諸国の外国人労働者政策に対する国内の批判が高ま

換が見られる。1960年代は労働移動は欧州の経済発展に役立ち望ましいものとされた。しかし、1970年代後半からは国際経済学からも地域経済学からも労働移動に対して否定的な見方がされるようになっていく。1960年代の見解を代表するものとしてKindleberger(1967)を、1970年代後半からの見方としてBhagwati & Srinivasan (1983), Brecher & Choudhri (1987), Molle & Cappellin (1988)などを挙げておく。

38) Bull. EC, Supplement 3/1976

ったことがある。1970年代初め、不法移民に対する非人間的扱いや外国人差別、外国人嫌悪が社会問題となり、ILOの国際労働会議も1971年6月、移民労働者を扱う既存の手段の早期見直しの必要を述べた決議を採択している³⁹⁾。ECの移民労働者に関する政策はこのような国際的流れを反映し、外国人労働者の扱いを「人間化」しようとしたものである。このため、ECの移民労働者に対する政策は、労働移動を人道的な理由から抑制するとともに、すでに移動して受け入れ国に定着した移民に関しては、同様に人道的な理由から域外の労働者の生活・労働条件および賃金・経済的権利を共同体移民なみに引き上げようというものになったのである。

労働移動を奨励しないという方向は、域内労働者にも関係している。域内労働者はローマ条約によって国籍による差別を禁止されており、形式上は外国人差別を受けるはずはない。しかしながら、一般大衆の外国人差別や外国人嫌悪の矛先は、現実には域外労働者だけではなく、共同体労働者にも向けられた。西ドイツにおいて1966年に一時的に景気が後退し、国内で外国人嫌悪の最初の波が起きたが、その際、政治家やマスコミによる非難の標的になったのは、当時、外国人労働者の中で最大のグループであったイタリア人であった⁴⁰⁾。ローマ条約によってたとえ国籍による差別が禁止されているといっても、イタリア人の経済的・社会的地位は「外国人労働者」とかわりなく、西ドイツ国民から「外国人」として認識されて排斥を受けるのである。このような現実である限り域内労働移動は望ましいものではない。このため、共同体労働者に関しては、社会保障や社会的インフラの改善をおこないつつ、労働移動よりむしろ出身国での雇用創出が目指されることになったのである。

ECの外国人労働者に対する各国の政策に対

39) Hasenau (1991)

40) Thränhardt (1992), 宮島喬他(訳)『新しい移民大陸ヨーロッパ』, 明石書店, 1994年。

表3 西ドイツにおける外国人数 (単位1,000人)

	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
外国人労働者数合計	2595	2287	2039	1921	1887	1869	1934	2116	2097	2029	1984	1855
外国人人口合計	3966	4127	4090	3948	3948	3981	4144	4453	4630	4667	4535	4364
内イタリア人労働者	450	332	292	279	281	287	300	326	313	289	273	250
イタリア人居住者	622	630	601	568	571	573	594	618	626	602	565	545
トルコ人労働者	605	607	543	521	518	515	540	625	654	654	652	590
トルコ人居住者	894	1028	1077	1079	1118	1165	1268	1462	1546	1580	1552	1426

出所：Statistisches Jahrbuch für die BRD; Statistisches Bundesamt

する見直しの要求は、このように外国人労働者を「人間化」とするという人道的な理由から1960年代の移民労働者受け入れ政策を見直す面をもっていたが、他方、1973年10月の第一次石油危機以降に経済環境が変化したことによって、労働者受け入れを行っていた国々も経済的理由から労働移動を見直すことになったという現実を反映するものでもあった。需要の落ち込みから、西ドイツなどの外国人労働者の受け入れ国では、企業が生産を縮小し、労働力は供給過剰になり、1960年代のような大量の外国人労働者の受け入れは不要となった。このため、西ドイツは1973年11月に、フランスは1974年7月に、EC諸国民を除く外国人労働者の新規受け入れを停止した。一般的に労働力が過剰になったとはいえ、受け入れ国の企業はもともと自国民の応募のない仕事に就業している外国人を必要としていた。新規の外国人労働者の流入を抑制すると、すでにいる外国人労働者をそのまま雇用するしかなく、結局、すでに入って来ていた外国人労働者については定住化を進めざるを得ないことになった。また、当の外国人労働者にとっても自国に戻っても仕事もなく、戻りたくないという事情もあった。そこでとられたのは一方で新規受け入れを停止しながら、すでにいる外国人に対しては自国労働市場への統合を促す政策であった。例えば西ドイツでは外国人が滞在権⁴¹⁾

を獲得する要件が緩和され、一定の要件を満たせば、8年の滞在で滞在権を得ることができ、そうなれば社会生活上の地位は西ドイツ人と同等になった。また、西ドイツでは1965年にすでに制定されていた規定によって「1年以上滞在し、確実な職業を持ち、家族を十分な広さの住居で居住させることができるならば、配偶者と子供を呼び寄せることができる」ことになっていたので、外国人労働者は定住化するに従い、この規定を利用して家族呼び寄せを行っていた⁴²⁾。このため西ドイツにおいて1970年代末から域外からの外国人人口が急増した(表3)。

居住、労働条件、賃金、経済的権利の点で共同体労働者と域外労働者とその家族の待遇を均等化させるという欧州共同体の社会行動計画の方針は、このように加盟国、特に西ドイツの外国人労働者に対する方針の転換によって域外からの外国人労働者の滞在が長期化することによって少しずつ実現していった。イタリア人移民労働者と外国人労働者の経済的・社会的権利に関して実質的な差はなくなってきた。相違点といえば、イタリア人労働者はいったん帰国してもその後、自由に再入国できる点である。しかしながら、表3からわかるように、西ドイツにおけるイタリア人労働者数は1973年から1974年にかけて急減した後、停滞している。不況で職を失って帰国した場合、再入国する権利があるといっても、受け入れ国での新たな雇用の募集がないと、実際は戻れない。失業したまま受け

41) 「滞在権」とは一定の条件を満たした外国人に対して与えられる「時間的・場所的な制約を有しない」滞在許可証である。西ドイツにおける外国人労働者法については、野川忍(1993)を参照のこと。

42) 厚生省人口問題研究所(1993) p.122

入れ国にとどまったとしても、1年経っても職がみつからなければ、制度上滞在の権利を失い、帰国せざるをえない。イタリア人を含む外国人労働者に開かれた職業は単純労働であったこと、このような労働者に対する需要が70年代になって低下したことはすでに述べたが、このため自由移動の権利を持つイタリア人労働者であっても、域外労働者と同様に1973年以降は移動が停滞してしまったと考えられる。

(3) 欧州の社会統合のための政策の始動と足踏み

移民労働者の経済的・社会的権利の向上が、加盟諸国政府と共同体によって図られるようになると、1960年代までの労働移動政策が欧州統合において持つ意義が改めて問われるようになった。『予備指針』においてはすでに、もしも共同体社会政策が域外労働者をも射程に入れるものになるのであれば、「共同体を強化する手段の一部として、加盟国政府および共同体機関は、加盟国の領土に住む他の加盟国の国民に対し、加盟国国籍を持つことと関連した権利と義務を漸進的に拡大する可能性を考慮すべきである」ことが示唆されている⁴³⁾。

このような問いは、74年12月に再びパリで開催されたEC首脳会議において、主として加盟諸国のなかで最大の労働力送りだし国であるイタリアの要請によって議題に登り、同会議の最終声明には、共同体のメンバーとして加盟諸国の市民にのみ与えるべき「特別の権利」の導入の検討が盛り込まれた⁴⁴⁾。この「特別の権利」の内容は、それを検討するための特別委員会の報告書⁴⁵⁾によって明らかにされたが、具体的には、欧州議会における選挙権と被選挙権、および加盟諸国における選挙権と被選挙権である。前者についてはローマ条約の規定によって直接保障されている権利である分、実現が比較的容易であ

ると考えられたため、特別委員会は、特に後者の権利について詳しい検討を行っている。特別委員会は、どのレベルで参政権を与えるかについて検討した結果、現段階では国政レベルでの被選挙権と中央政府へのアクセスは除外されるべきだが、地方レベルでの選挙権・被選挙権および地方レベルの公職に就く権利が与えられるよう検討すべきであると勧告している。しかし両者の中間に位置する地域・国政レベルの選挙権、地域レベルの被選挙権および地域首長の地位と関連した公職は今後の検討課題としている。共同体の市民によるヨーロッパという「ネイション」の形成の基礎となるような、加盟諸国の市民にのみ与えられるこの「特別の権利」、すなわち「欧州市民権」⁴⁶⁾の検討が開始されたという点で、74年のパリEC首脳会議は大きな意味をもつといえる。単なる労働力としてではなく、政治的にも平等の権利を与えられた欧州市民として迎えらるるならば、移動に対する心理的・社会的障害はいっそう低められると考えられるからである。

同首脳会議では他にも欧州市民のアイデンティティを高めるような重要な合意がなされている。「欧州統一パスポート」の導入の検討、および欧州議会の直接選挙を可能な限り早く実現させるための検討を開始するという合意である。パスポート同盟の意義は、加盟諸国が各々の国民に仕様が統一されたパスポートを発行することによって、域外に対峙するひとつの統一体としての共同体の存在をより強く認識させること、共同体内での域内国境でのパスポート・コントロールを廃止して域内での移動を物理的に

46) 後のマーストリヒト条約で与えられた「欧州市民権」と同報告書で検討された「特別の権利」の内容はほぼ一致するため、本論文では同報告書の特別の権利すなわち「欧州市民権」としたが、特別の権利導入の検討のための特別委員会の報告は、「欧州市民権」を欧州共同体という超国家機関から直接与えられる権利とし、「特別の権利」は加盟諸国が他の加盟国に住むEC諸国民に与える権利なので「欧州市民権」とは異なるものであると述べている。

43) Bull. EC, Supplement, 2/1971, p.47.

44) Bull. EC, 12/1974, p.8.

45) Bull. EC, Supplement, 7/1975.

完全に自由化すること、その結果として出入国管理を域外との国境にすべて移し、域外からの外国人の出入国管理に関する加盟国の法律を調和化させることである。

この他にも、1970年代には欧州共同体を経済面からではなく、社会面、文化面からもひとつの統合体にしていくと思われる様々なイニシアチブが取られた。75年に提出された欧州同盟に関する『チンデマンス報告⁴⁷⁾』では、統合ヨーロッパは単なる国家間協力の集合体ではなく、世界の変革に共同して対応することを誓い合った人々の集合であり、統合ヨーロッパは、市民と直結せねばならないことが強調され、1979年には、74年のパリサミットで合意された欧州議会議員の直接選挙がついに実施された。これによって、欧州議会はより民主的なEC機関へと変身を遂げるようになった。欧州議会は以前から欧州市民権の導入にはより積極的であったが、直接選挙による「欧州市民」の支持を得て以来、ECの移民労働者のための所得税制の調和や、学生・年金生活者への居住権の授与に関する発議をより積極的に行い、それらの推進に一役買うことになった⁴⁸⁾。

1970年代には、教育の次元でも共同体を統合していく政策の形成が進んだ⁴⁹⁾。1971年11月に初めての加盟国教育相の会談が開かれ、加盟諸国間の教育制度についての協力推進のための共同体政策の検討が開始されることとなった。1976年に、閣僚理事会と教育相会議は、1) 移民労働者とその子弟のための文化的・職業的訓練

の改善、2) 異なる欧州の教育諸制度の相互理解の向上、3) 基礎的な情報と統計の収集、4) 高等教育における協力、5) 外国語教授の改善、6) 共同体全域におけるあらゆる形態の教育にアクセスする機会の均等、という6点の共同体計画を採択した。それ以後、教育分野での政策が徐々に具体化されていく。まず、各国の異なる教育形態の相互理解を高めるために、1980年からユーリディス(Eurydice)と呼ばれる加盟諸国の教育政策に関する情報交換のためのネットワークが創設されている。教師と学生の間の交流を促進するために、異なる加盟諸国の大学間での協力を推進する「共同研究計画」にECが補助金を与える制度が作られ、76年から85年までに約400の研究計画が実施された。76年にはイタリアのフローレンスにヨーロッパ大学が開設され、ヨーロッパの発展やヨーロッパの制度の歴史的・経済的・法的・社会的・政治的背景を研究する大学院生のための講義が行われることになった。移民労働者の子弟の教育に関しても、彼らの受け入れクラスを設置し、教師の特別訓練、移民労働者の出身国の言語と文化の教育を行うことを加盟諸国に要請する命令が1977年に制定されている。

共同体労働者の移動に直接関連する制度にも展開があった。ひとつには、共同体の社会政策の適用範囲の拡大である。共同体域内を移動する労働者とその家族に対する社会保障制度の適用に関する規則1408/71は、労働者(被用者)とその家族のみを対象としていたが、1981年に改正されて自営業者にも適用されることになった⁵⁰⁾。これに加えて、1970年代後半から80年代初めにかけては、職業別にサービス提供と開業の自由に関連した人の自由移動の制度化が進んだ。すなわち、医者(1975年)、看護婦(1977年)、

47) Bull. EC, Supplement, 1/1976.

48) 1980年代前半に欧州議会の行った人の移動に関する様々な提案としては、1979年の国境労働者のための経済・社会政策についての動議(Doc.1-494/79/rev.)、1980年の共同体諸国民の居住権に関する命令案に関する報告(Doc. 1-40/80)、共同体内の労働者の自由移動に関する所得税制の調和についての命令案に関する報告(Doc.1-679/81)、1983年の共同体市民の地方選挙における選挙権および被選挙権に関する報告(Doc.1-121/83)などがある。

49) European File 3/85, The European Community and Education.

50) この81年の成果は、EC裁判所による判例の積み重ねによるところが大きい。EC裁判所は労働者の自由移動の確保というローマ条約上の政策目的を重視する立場を、一貫して取っており、EC加盟国国民の社会保障上の権利の拡大に寄与している。

歯科医(1978年), 獣医(1978年), 助産婦(1980年), 美容師(1982年) に対して開業の権利とサービス提供の権利が認められ, 弁護士(1977年) についてもサービス提供の権利が認められた⁵¹⁾。これらは「労働者」の自由移動ではなく, 「開業の自由」と「サービス提供の自由」としてすでに60年代中頃から立法の準備が進められてきたものであったが, 60年代には実現しなかったものであり, それが70年代後半から「欧州市民権」や共同体社会政策の展開に見られるような, 社会民主主義的統合路線の深化を背景に, 徐々に実現されていったのである。

以上まとめると, 1970年代初頭から, 経済面だけではなく, 社会面での統合の重要性が強く認識されるようになった。共同体レベルの教育政策の形成が開始され, 欧州議会直接選挙の実現という政治機構面でもひとつの政治体へと向かう第一歩が踏み出された。「欧州市民権」や欧州統一パスポートの発行にみられるように, ECの市民にひとつの「ネーション」としてのアイデンティティを持たせるための政策の検討が始まった。しかしながら, そのような政策の多くは80年代後半になるまで実施されぬままにおかれ, 徐々に実現したものは開業の権利による職業別の移動自由化の実現や移民労働者のための社会保障制度に関する規則の適用対象の拡大などであった。人の移動自体に関する規定については, EC委員会は1979年以来, 規則1612/68と命令68/360を修正することによって, 居住権を労働者のみではなく, 学生や年金生活者などにも認めようという提案を行ってきたが, これも理事会ではなかなか採択されない状況が続いた。

70年代にこのように重要な提案がなされながら, それが実現されなかった背景には, 70年から検討され, 72年から開始された欧州通貨制度形成の試みが, 76年のフランスの離脱によって事実上失敗に終わったこと, 73年と79年の2度

の石油価格の高騰でEC諸国の経済情勢が悪化し失業率が未曾有のレベルに達したこと, などによって欧州統合そのものに対する信頼が揺らいだことがある。欧州統合全体にユーロ・ペシズム(欧州悲観論)が広がったために, 人の移動や欧州市民のアイデンティティの問題は棚上げされてしまったのである。

3. 80年代後半: 1992年域内市場統合と人の移動の自由化

(1) 「人民のヨーロッパ(People's Europe)」提案

84年6月25/26日の欧州理事会では, 「共同体市民と域外世界の双方に対して, ヨーロッパのアイデンティティとイメージを強化し広めるための」いくつかの画期的な合意がなされた⁵²⁾。その第1点は, 1970年代後半から導入の検討が行われてきた「欧州統一パスポート」を1985年1月1日から導入するための決定を行うよう, 欧州理事会が理事会に要請したことである。第2点は, ヨーロッパのアイデンティティとイメージの強化・宣伝のための行動を準備するために特別委員会を設置する合意がなされたことである。フォンテーヌ・ブロー欧州理事会の要請を受けて, ただちにピエトロ・アドニノを議長とする特別委員会が設置された。アドニノ委員会と呼ばれるこの特別委員会は85年3月と6月の2回にわたって「人民のヨーロッパ」に関する報告書を提出している⁵³⁾。その第一次報告では, 欧州市民が自由に国境を越えて移動できるように, 1) 国境管理を簡素化すること, 2) 旅行者の所持品に対する税控除の拡大, 小型郵便物に対する税免除などを挙げ, また欧州市民が自国以外のEC諸国で居住し就職する権利を確保するために, 1) 職業資格や卒業証書の相互承認, 2) 他の加盟諸国の財政に不当なほど多大な負担をかけることがないすべての市民への居住の権利の授与につ

51) European file 13/84. これらの職業に関するEC法規は, Commission of the European Communities (1988)を参照。

52) Bull. EC 6/84.

53) Bull. EC Supplement 7/85.

いての提案がなされている。さらに第2次報告では、1)共同体諸国民への市民権の授与、2)共同体の文化政策の育成、3)共同体市民への共同体に関する情報提供、4)語学教育、交換留学、スポーツ交流による若者の啓蒙、5)共同体市民としての第三世界でのボランティア活動の促進、6)医療問題、社会保障、麻薬などに関して共同体レベルでの協力、7)姉妹都市提携、8)EC国旗とEC国歌の創設、EC記念切手の加盟諸国同時発行などによる、共同体のイメージとアイデンティティの強化の7点についての提案がなされている。これらの報告でなされた提案は、85年6月のミラノ欧州理事会において承認された。

このアドニオ委員会の報告が「人の移動の自由化」に関して有する最大の意義は、これによって60年代からの「開業の自由」と「サービス提供の自由」の枠で進められてきた移動の自由や、1970年代から社会政策の枠で進められてきた社会保障面での協力、教育政策において進められてきた学生の交流や語学教育、市民権の授与など、これまでバラバラに進められてきた諸政策が、「人民のヨーロッパ」の理念の下にひとつにまとめ上がったことである。しかしながら、1970年代に人の移動に関する各々の政策が大きな進展をみなかったことから見て、アドニオ委員会の提案はそれ自体が強い推進力を持っていたとはいえない。その提案の実施には、以下で述べるような経済自由主義路線の統合による推進力が不可欠であった。

(2) 域内市場白書と熟練労働者の自由移動

1985年以降、経済面での統合は新たな局面へと移行することになった。その契機となったのは、域内市場・財政機関・税制を担当するEC委員会委員コーフィールド卿が作成し、1985年6月にEC委員会が公表した『域内市場白書⁵⁴⁾』である。『白書』は、ECの経済の衰退の原因は、70年

代に統合が進まず、EC市場がEC諸国に細かく分断されたままであったため、欧州企業が国内市場で保護されることになり、国際競争力を失ってしまったからだという認識に立ち、欧州経済の活性化のために、1992年までに物・人・資本・サービスの自由移動に対するあらゆる障害を取り除き、これらが自由に域内を移動できるような単一欧州市場を形成することを目標とした。『同白書』においては、目標を実現するため、自由移動に対する様々な障害が「物理的障壁」、「技術的障壁」、「財政的障壁」に分類されて特定され、除去するためにとられるべき諸措置とその対策のための日程が示されている。EC委員会のこの提案は、自由市場をEC内に創出するという内容をもつことから欧州の企業からの強い支持を受け、80年代後半の景気の上昇にも支えられて、その実施が進められてきた。この域内市場の完成という目標は、1987年1月に発効した『単一欧州議定書⁵⁵⁾』によってローマ条約が一部改正されることによって制度面からも支えられることになった。すなわち、『同議定書』によって、「域内市場」の定義が明記され、域内市場の確立および運営を目的とする加盟国の法律、規則および行政措置の接近に関する措置の採択は、「全会一致」ではなく、「特定多数決⁵⁶⁾」によって行うことが規定されることとなったため、域内市場の完成に関する規則や命令などの採択が大幅に加速されることとなったのである。

『白書』において、人の自由移動に関しては、「労働者及び職業のための自由移動」に対する障害を除去するための次のような措置が示されていた⁵⁷⁾。すなわち、①共同体移民労働者の移動

55) Bull. EC Supplement, 2/86.

56) 特定多数決とは、加盟国がそれぞれ一定の異なる投票数を与えられおり、EC加盟国が12カ国であった当時は、76票中54票の投票数が得られた場合に採択されるという議決方式である。

57) 『白書』においては、「物理的障壁」として、域内国境を廃止することによって人の移動を自由にする措置も示されている。この意味での自由化は「パスポ

54) COM(85) 310 final.

と居住に関する残存する障害の除去, ②労働者の自由移動に関する所得税制の調和, ③職業訓練資格の相互認定, ④学生の移動性と異なる加盟諸国にある高等教育機関間の協力促進, ⑤職業訓練を実施する徒弟制の加盟諸国の協力プログラムの発展, ⑥職業訓練と外国でのボランティア作業に若者を参加させる共同体における若者の交換の発展, ⑦新技術に関連する高等訓練のための高等教育及び産業界の協力, ⑧技術分野への誘導と実務のための過渡的手段, ⑨技術者訓練に関する条項の調整, ⑩商業代理人に関する調整, ⑪薬剤業の分野における調整, ⑫薬剤師資格の相互認定, ⑬医療全般における特別教育, ⑭高等教育学位の相互承認の一般的制度の創設, ⑮未就職または退職後の居住の権利, ⑯居住許可に関する繁雑な行政手続きの除去, ⑰職業資格を証明する欧州職業訓練カードの導入, ⑱相互承認の一般的制度の機能の評価とそれを改善するための提案, 合計18項目が示されていた。

その後, これらの項目は整理統合されたり, 分割されたりしながら具体的な提案が作成され, 1992年までに, 職業訓練資格の相互認定(1985年), 学生の移動性と異なる加盟諸国にある高等教育機関間の協力促進(1987年, 「Erasmus」計画), 新技術に関連する高等訓練のための高等教育及び産業界の協力(1986年, 「COMETT」計画), 商業代理人に関する調整(1986年), 薬剤業の分野における調整(1985年), 薬剤師資格の相互認定(1985年), 医療全般における特別教育(1986年), 就業年限3年以上の高等教育学位の相互承認の一般的制度の創設(1988年), 学生, 退職者, 非活動者の居住の権利(1990年)⁵⁸⁾, についての措置が採択されて

いる。しかしながら, 居住許可に関する繁雑な行政手続きの除去は, 1988年に提案されながら⁵⁹⁾, 1992年までには採択されなかった。

『白書』に挙げられたこれらの項目からわかることは, 第1に, アドニノ委員会の人民のヨーロッパ提案の一部が『白書』の中に組み込まれていることである。『白書』の労働移動の自由化は, 「労働者及び職業のための自由移動」というタイトルが示すように, 基本的に1960年代の経済自由主義の原理に沿った労働移動の自由化を目指しているようにみえる。ところが, 『白書』には「学生」, 「退職者」, 「非活動者」の自由移動に関わる提案が同時に含まれており, このような者の移動自由化は経済自由主義の原理の枠を超えている。『白書』における労働移動の自由化は, 基本的には経済自由主義的統合原理に立ちながら, アドニノ委員会の提案を組み込むことによって, 同時に社会民主主義的統合の要素をも達成しようとするものであったのである。しかしながら, 第2に指摘できることは, これら相対する統合イデオロギーをとともに推進させようとしたものの, 結局, 経済自由主義的路線による制度化が先行し, 社会民主主義的路線による制度化はなかなか進まなかったことである⁶⁰⁾。企業が『白書』の労働移動の自由化に期待したものは, 単一市場の創出によって生まれるビジネスチャンスをつかむために, 「ユーロエグゼクティブ」を育てて欧州企業の競争力を向上させることであり, そのためにこれまで資格の相互認定制度の欠如から移動が難しかった高度な資格をもった労働者についての単一労働市場

93年10月に修正された命令が採択されている。
Council Directive 93/96/EEC of 29 October 1993 (OJ L317, 18.12.1993).

59) COM(88)815 final-SYN 185 (revised version).

60) 1988年6月にEC委員会から欧州議会へ, アドニノ委員会の提案の実施状況についての経過報告が伝達形でなされている。ECの旗や歌のようなシンボルの導入は容易に実施されたが, 居住権や国境での出入国管理の緩和のような提案の採択がなかなか進んでいないことが述べられている。Bull. EC Supplement 2/1988, p.22.

ート同盟」やアドニノ委員会の報告にも含まれているが, 働き居住するための移動の自由化に大きな影響を与えるものではないので, ここでは取り上げていない。

58) これらの居住権のうち, 学生の居住権に関する命令については, 1992年7月に欧州裁判所によって違憲判決が出され, EC委員会は1993年に修正案を提出し,

の形成に支持を与えたのである。社会民主主義的統合には重要である非活動者の居住権や、一般の労働者の居住許可に関する複雑な行政手続きの除去などは、このような企業の利害とは直接結び付いていないゆえに採択が進まなかったとえる。つまり、1970年代から引き継いだ理念の下に、共同体域内労働移動を自由にするという基本方針が確立したが、その進行をめぐるのは域内のイデオロギー的緊張をはじめ、種々の要因が作用したのであり、唯一の道が開かれたわけではなかったのである。

(3) EC社会憲章とマーストリヒト条約

『白書』の経済自由主義的原理に基づいて、人・物・資本・サービスに対する障害が除去されると、域内での国境を越えた企業競争が激化することによって、欧州の企業の体質が強化される反面、企業の再編成によって雇用状況が悪化する恐れがあった。他方、1981年にはギリシャのEC加盟が実現していたが、さらにポルトガルとスペインの加盟(1986年1月)の実現が迫っており、これによって共同体内の労働・雇用条件の格差は拡大することが予想された。これらの比較所得水準の低い南欧諸国の加盟は、ソーシャル・ダンピングの問題、すなわち、労賃の安い加盟国が低賃金に基づく競争力によって市場シェアを奪ったり、投資を引き付けたりすることによって、他の地域の雇用を奪う事態を生じさせる可能性を持つ⁶¹⁾。また、労賃の安い国の労働者が域内を自由に移動しながら労働力を提供し、他の加盟国の失業者を増大させる可能性も考えられる⁶²⁾。そのような可能性を放置しておいて、もしも共同体の労働者の労働・雇用条件、生活水準の低下を招くならば、統合に対する労働者の支持が後退しかねない。したがって、『白書』による統合を推進していくためには、

企業と労働者の双方の歩み寄りが必要とされ、特に、『白書』においてはあまり考慮されていない労働者の権利の保障が不可欠であった。

85年に就任したEC委員会の委員長であるドロールはEC統合を進める上での労使間の協力を重視し⁶³⁾、1985年以来、労使間の対話を進めてきた。労使間でEC域内市場統合の「社会的側面」⁶⁴⁾(労働条件、労使関係、社会保障)が議論され、同年2月、6月、12月の欧州理事会において、EC市場統合は単に市場統合のみを目的とするのではなく、単一欧州議定書の社会政策に関する条項(118条)の推進ならびに、経済面および社会面の結合強化を伴ってなされるべきであるという方針が確認された。1988年のハノーバー欧州理事会は統合された単一市場の社会的側面の重要性を強調し、社会政策に関する提案を作成するようEC委員会に要請した。このような動きを受けて、EC委員会が1989年に提案したのが、『労働者のための基本的社会権に関するEC憲章(いわゆるEC社会憲章)』である⁶⁵⁾。EC社会憲章は、①自由移動の権利、②正当な賃金、③生活・労働条件の改善、④適切な社会的保護を受ける権利、⑤結社の自由と団体交渉の権利と労使間の対話の発展、⑥職業訓練を受ける権利、⑦男女の均等待遇に関する権利、⑧労働者の情報、協議および経営参加に関する権利、⑨労働安全衛生に関する権利、⑩児童および若年者の保護、⑪高齢者や⑫障害者に対する配慮、を骨子としている⁶⁶⁾。自由移動の権利については、1)雇用の均等、労働条件・社会的保護に関する平等の原則に即し、ECにおけるあらゆる職業に従事できる可能性を与えること、2)全加盟諸国における居住条件、特に家族の合流に関する条件の統一、3)免状や対等な職業資格の非認

63) Bull.EC, Supplement, 4/85, p.30.

64) 欧州統合の「社会的側面」の展開はCommission of the European Communities (1989a)を参照のこと。

65) EC社会憲章の成立過程について日本語文献としては恒川(1992)を参照のこと。

66) Social Europe (1992), 1/92.

61) Social Europe (Special Edition), (1988), p.65.

62) 実際、ECにおいては、違法就労の形態でECの労働者が安価な労働力として組織的に派遣されている事実があることが大橋(1990)によって指摘されている。

証から起こる障害の除去、4)国境労働者の生活および労働条件の改善が挙げられている。

EC社会憲章についての規定は義務的な効果を持ちえない単なる宣言であったが、その採択はローマ条約の労働移動や社会政策に関係する規定を根拠に作成される様々な政策の採択を促した。一例として、1991年の規則1612/68第II部の改正が挙げられる。この改正案は、1960年代のように加盟国の自国市場の求人の一部を共同体労働者に開放するというのではなく、共同労働市場として自国労働市場を全面的に開放するという目的で提案されたものであり、1992年に採択された。1960年以来まったく手を付けられることのなかった同規則が、欧州共同労働市場を形成するような方向に改正されるようになったのも、社会憲章によって、共同体が単なる市場統合だけでなく、その社会的側面を進展させるという方針が明確化され、そのための諸措置の中に規則1612/68の改正が盛り込まれたことによるのである。

1992年2月7日に調印されたマーストリヒト条約は、EC社会憲章に法的根拠を与えた点で、ECの労働者の自由移動に影響を与えると予想されるが、もうひとつ人の自由移動に対して重要な点が条約に盛り込まれている。それは70年代から議論されながら、なかなか合意に至らなかった「欧州市民権」の保障が明記されたことである。同条約は、「労働者」の自由移動ではなく、すべての共同体市民の自由移動の権利を保障し、また、地方レベルでの選挙権・被選挙権および欧州議会選挙における選挙権・被選挙権を保障している。さらに、外交的保護権、請願権の保障も規定されている。しかしながら、マーストリヒト条約における自由移動および居住の権利は、同条約に規定された条件およびその実施のために採択された諸措置によって制約を受けることになっており、すでに採択された非活動者などの自由移動に関する諸措置はこのような範疇の人々に無制限の移動を認めてはいない。たとえば、他の加盟国の公的扶助に頼らな

くて済むだけの十分な資産を有していないと移動は認められない。また、マーストリヒト条約の人の自由移動に関する規定を採択するには「全会一致」によることとされており、制度上の発展にも大きな制約がある。マーストリヒト条約は各国首脳によって調印されたものの、周知の通り、デンマークの国民投票による批准の拒否によってその発効は遅れ、1993年11月になってようやく発効することになった。デンマークはEC諸国の中でも社会保障水準が高く、「ソーシャルダンピング」の可能性から「人の自由移動」に対しては否定的である。このため、人の自由移動の規則の採択が「全会一致」に基づいている限り、今後人の自由移動の政策がさらなる進展をみるのか微妙である。マーストリヒト条約に関して、もう一点注目すべきことは、EC条約の中に初めて「教育」という文言が現われたことである⁶⁷⁾。これによって、共同体は教育・訓練の分野で政策形成を行っていくための法的基礎を得たといえるので、今後のこの分野での政策形成がより容易に進むと考えられる。

(4) 80年代後半以降の労働移動の特徴

1980年代半ばから、共同体の労働移動の自由化の政策は、『域内市場白書』による経済統合の加速と、『市民のヨーロッパ』に関する様々な政策の進展に支えられて発展してきた。このような制度面での進展を背景に、実際の労働移動の状況はどのように展開してきたのであろうか。

共同体労働者の実態は1970年以降、非常に把握しにくくなっている。上述したように、1968年に共同体労働者に対しては労働許可証を不要とする共同体規則および命令が発効したので、新規労働許可証の発行数に基づくフローのデータは共同体労働者についてまったく入手不可能となった。住民登録に基づく人口の流出・流入のフローのデータは存在するが、一部の加盟諸国についてしかデータが入手できない。特に流

67) Lenaerts, Koen (1994)

表4 EC諸国(12カ国)における共同体市民数(単位1,000人)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ベルギー	538.1	538.1	532.9	536.7	541.0	551.2	554.6	536.7	543.5
デンマーク	25.7	26.6	26.9	26.6	26.8	27.8	28.4	29.6	31.2
ドイツ	1356.6	1364.7	1240.4	1275.9	1325.4	1439.0	1487.3	1503.7	1535.6
ギリシャ	36.5	39.5	43.2	46.9	50.4	54.5	57.0	61.6	64.7
スペイン	143.5	171.0	193.5	208.5	144.9	164.6	158.1	173.1	192.1
フランス	-	-	-	-	-	1311.9	-	-	-
アイルランド	65.0	60.9	61.0	65.7	61.5	63.0	68.5	72.9	66.8
イタリア	-	-	-	-	-	148.6	145.4	146.8	153.0
ルクセンブルク*	81.9	82.0	81.1	83.1	85.6	88.8	91.8	94.8	-
オランダ	161.5	159.7	156.9	159.8	162.7	168.4	176.1	183.0	187.7
ポルトガル	21.3	23.2	24.7	26.2	28.0	29.1	29.9	31.3	32.7
イギリス	796	791	809	881	803	731	740	787	720

出所：SOPEMI1994年度年次報告p.198

*ルクセンブルクについては、全EC諸国からの移民合計数の入手は不可能であったので、ECの6カ国（ポルトガル、イタリア、フランス、ベルギー、ドイツ、スペイン）からの共同体移民数を合計したものを記載した。

表5 国境労働者数(単位1,000人)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ルクセンブルク	16.1	18.2	20.9	24.3	28.6	33.7	38.9	43.3	47.3

出所：SOPEMI1994年度年次報告p.197。

出に関するデータについては、住民登録を抹消しないで出国してしまう者が多く、信頼性が低い⁶⁸⁾。人口センサスなどに基づく共同体市民の人口のストック・データであればほとんどの加盟国について、タイム・シリーズのデータが存在するので、以下でストック・データによって域内移動を概観してみよう⁶⁹⁾。

表4は出身国以外のEC加盟諸国に居住する欧州共同体の人口のストックの推移を表わしている。人口のストック・データで見ると、1980年代後半からの欧州共同体の域内移動は全般的に停滞もしくは減少していることがわかる。

68) イタリアの出国統計が信頼おけないものであることはKing (1988)に示されている。

69) ただし、外国人人口のストックは、帰化者の増加によって見かけ上減少してしまったり、また、ストックの増大が出生数の増大により強く依存している場合もあり、ストックの差が必ずしもフローとならないことに留意しておく必要がある。

しかしながら、部分的に見ると次のような特徴がある。第1に、ルクセンブルクにおける国境労働者⁷⁰⁾の増大である(表5)。国境労働者はフランスとドイツ、ベルギー、イタリア、スペインなどにも存在するが、EC委員会の推計ではEC全域でおよそ24万人から26万人ほど存在している⁷¹⁾。これらの国境労働者についての時系列データは残念ながら入手不可能であるので、ルクセンブルクの例を一般化できないが、域内国境の廃止によってこれまで辺境であった地域に新しい経済圏が生まれ、国境労働者数のある程度まで増大させる可能性はある。

第2に指摘できることは、ドイツやフランスなどのかつての移民受け入れ国からスペイン、ポルトガルへの技術者などの移動の増大である

70) OECD, SOPEMI, 1992, p.134.

71) European Foundation for the Improvement of Living and Working Condition (1989).

表6 ポルトガルにおける外国人活動人口

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ドイツ人	-	1893	2061	2218	2556	2779	2951	3146	3398
フランス人	-	1308	1415	1474	1879	2022	2107	2290	2489
オランダ人	-	602	643	707	879	956	997	1054	1143
イギリス人	-	2469	2778	3050	3602	3981	4219	4464	4721

出所：Ministério da Administração Interna

表7 スペインにおける外国人労働者数（単位1,000人）

	1988	1989	1990	1991
EC	31.4	34.7	34.8	43.9
内ドイツ人	4.2	5.2	6.6	8.4
フランス人	2.6	3.4	4.6	6.0
イギリス人	6.5	7.9	8.5	9.7

出所：SOPEMI1993年度年次報告

（表6・表7）。スペインとポルトガルについては労働許可証の完全廃止が1993年以降となっていたので例外的に外国人の職業のフローデータを見ることができる。外国人の職業は例えば、1989年時点のスペインでは共同体労働者に新規に発行された労働許可のうち技術者が4分の1を占めており⁷²⁾、ポルトガルでも1993年の活動人口中約4割が科学者および技術者で占められている⁷³⁾。

予想される労働移動の増大として、第3に、高度な卒業資格を持つ労働者の先進EC諸国間の移動の増大があげられる。『域内市場白書』で掲げられた職業資格の相互承認や高等教育機関の卒業証書の相互承認などが80年代後半に急速に進められたことは述べた。それに加えてECでは専門職・技術者に対する需要は非常に強い⁷⁴⁾。このように熟練労働者に対する旺盛な需要の存在と、移動のコストの低下は、彼らの移動性を高めることが予想される。しかしながらECによる政策に起因すると見られる移動の増大を示す明

確な資料は現在のところ存在しない。また、先進EC諸国間では労働許可証が60年代末に全廃されているため、職業別のタイム・シリーズのデータはほとんど入手不可能であり、断片的な情報が得られるだけである。例えば、オランダについてはMuus (1990) による83, 85, 87年の間欠のデータが経営者クラスの者や科学者・技術者の移動増大の傾向を示し⁷⁵⁾、西ドイツについても大卒レベルの外国人労働者の数が増大し、資格水準の低い外国人労働者数は減少していることを示す研究があるが⁷⁶⁾、そのような傾向は世界的に見られる傾向であり、ECの政策に起因するの否かは明らかではない。共同体域内の様々な形の短期滞在、出張型の移動の増大も指摘されている⁷⁷⁾が、このような移動は統計上に現われてこないのが正確に把握することは困難である。

共同体労働者の域内移動については、以上のように、現在断片的なデータしか入手できず、しかもECの政策がどの程度移動に影響を与えているのかも明らかではないが、そのようなデータから確実に言えるのは、移動が部分的で小規模であるということである。これと対照的な動向として、域外労働者の移動の特徴について付言しておく、1980年代後半から特に顕著に見られる特徴として、1) ドイツへの旧ソ連・東欧諸国民の流入の急増、2) 以前は移民の送り出し国としてしか考えられてこなかったイタリア、スペイン、ポルトガルへの第3世界からの外国人労働者の流入の2点を挙げることができ

72) Ministerio de Trabajo y Seguridad Social, Estadística de permisos de trabajo a extranjeros 1989.

73) Ministério da Administração Interna

74) Commission of the European Communities, Social Europe supplement 1/90.

75) Muus(1990), p.165.

76) Walwei, Ulrich & Werner, Heinz (1993), p.9.

77) Werner(1996)

表8 EC加盟諸国における域外外国人数

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ドイツ	2824.7	2828.9	2952.0	2831.9	3039.0	3329.0	3697.4	4367.9	4776.6
オランダ	391.0	408.3	434.9	463.9	479.2	524.0	556.8	574.4	592.1
イタリア	-	-	-	-	-	632.5	751.4	776.8	834.4
スペイン*	98.5	122.2	141.4	151.5	104.7	114.2	202.6	220.0	238.3
ポルトガル	38.7	42.8	42.3	44.8	41.0	44.9	48.1	52.7	88.8

* 1989年の急減は外国人登録の清算の結果である。

出所：SOPEMIおよびEurostat

表9 EC12カ国の一人当りGDP（1993年，購買力平価表示，EU15カ国＝100）

国名		国名	
ベルギー	113	アイルランド	81
デンマーク	112	イタリア	102
ドイツ	108	ルクセンブルク	160
ギリシャ	63	オランダ	103
スペイン	78	ポルトガル	69
フランス	102	イギリス	99

出所：Eurostat

る（表8）⁷⁸⁾。

3 域内移動の潜在要因と抑制要因

本論文の主目的は2章において労働移動の実態と関連づけながら1958年以来の人（労働）の移動の自由化政策の歴史的展開を分析することにあった。3章では域内移動に関して今後研究されるべきいくつかの重要な問題点を指摘しておく。

(1) 移動を促す潜在要因

EC域内のEC諸国人（労働）の移動はECの労働移動の自由化に関する制度の展開にかかわらず1973年頃から減少し，1985年以降の経済統合

表10 一人当りGDPが比較的高い地域のGDP（1993年，購買力平価表示，EU15カ国＝100）

地域名		地域名	
ハンブルク(ドイツ)	190	ブレーメン(ドイツ)	154
ブリュッセル(ベルギー)	182	大ロンドン(イギリス)	144
イル・ド・フランス(フランス)	166	シュツットガルト(ドイツ)	141
ダルムシュタット(ドイツ)	164	アントワープ(ベルギー)	136
上バイエルン(ドイツ)	158	グローニンゲン(オランダ)	132

出所：Eurostat

表11 一人当りGDPが比較的低い地域のGDP（1993年，購買力平価表示，EU15カ国＝100）

地域名		地域名	
アソレス(ポルトガル)	42	ザクセン(旧東ドイツ)	53
アレンテジョ(ポルトガル)	42	エーグ海諸島・クレタ島(ギリ)	56
マデイラ(ポルトガル)	45	ブランデンブルク(旧東ド)	57
イペイロス(ギリシャ)	46	アングラシア(スペイン)	58
チューリンゲン(旧東ドイツ)	52	カラブリア(イタリア)	60

出所：Eurostat

全般の加速にもかかわらず，増大してこなかったことを2章において述べた。しかしながら，移動を促す潜在的要因は依然として存在している。表9は一人当りGDPでみたEC加盟国間の所得格差を示している。これを見るとEC諸国間にはポルトガル，スペイン，ギリシャなどの南欧諸国と，ルクセンブルク，ベルギー，フランス，デンマーク，ドイツなどの北部ヨーロッパの国々の間の相当な所得格差が残っていることがわかる。この所得格差は地域レベルでみるといっそう顕著である。表10はECの地域統計の分類上の地域の中から地域別一人当りGDPの高い地域を高い順に並べたものである。他方，表11はEC域内で特に一人当りGDPの低い地域（ポ

78) 東欧からの移民の増大に関して詳しくはSOPEMI 1993年版を参照のこと。イタリアについてはBar-sotti & Lecchini (1989)，スペインについてはMuñoz-Pérez, F. (1989)，Española(1987)において域外からの労働者の増大が指摘されている。また，Social Europe, Supplement 1/91でも同様のことが指摘されている。

ルトガル、ギリシャ、スペイン、イタリアなどの伝統的移民送り出し国内に多い)をいくつか選んで示したものである。たとえば、カラブリアはイタリア国内で地域別一人当たりGDPが最も低い地域であるが、ドイツのハンブルクの3分の1にも達していない。したがって、所得格差からみる限り、EC諸国間の移動を引き起こす潜在的要因は存在しているといえる。

同様のことは地域間の失業格差からもいえる。ドイツのバイエルン地方は失業率は4.9%(1995年)であるが、イタリアのカンパニアでは25.9%(1995年)、スペインのアンダルシアでは33.3%という失業率の高さである⁷⁹⁾。これらの地域の大量の失業者がドイツなど失業率の低い地域に流れ込む潜在的可能性は否定できない。

(2) 移動の抑制要因

上で示したように、EC域内では依然として移動が生じる潜在要因が存在する。それにもかかわらず、労働移動は現実には増大していない。したがって、そこには移動を抑制する要因が作用していると思われる。移動の抑制要因としては次の3群の要因が考えられる。第1群の要因は、経済統合自体が移動を抑制する側面である。第1に、経済統合の進展に伴って共同体加盟諸国の国民所得が上昇し、社会保障制度の充実、および国内の所得再分配政策の改善が可能になった面がある。実際、イタリアでは1960年代の末に南部と北部の間の地域的な賃金格差を廃止する政策がとられた⁸⁰⁾。このため伝統的に移民を送り出してきた貧しい南部地域からの移動がある程度まで抑えられることになったと考えられる。

第2に、EC統合においては経済統合によって地域格差が拡大しないように、共同体内の貧しい地域に対するECレベルでの地域政策が行わ

れており、これも移動を抑制する効果を持っている。共同体の地域政策のための固有の手段としては、1975年に創設された欧州地域開発基金(ERDF)がある。当初の基金の規模は小さく、基金の利用は閣僚理事会で各国別に割当が決められ、各加盟国の申請に基づいて、各加盟国が国内で行っている地域政策を財政的に補助するという形をとっていたが、1985年に割当制を止めて各国ごとに比率幅が設けられて弾力的な運用が可能になり、1988年には構造基金の支出額の引き上げが決定された。同時に、構造基金の運用の抜本的改革が行われ、共同体内の後進地域に集中して資金投下できるようになった⁸¹⁾。構造基金の規模はさらに拡大される方向にある上、特に構造基金がポルトガルやギリシャに対して与える効果は大きい。ERDFからの支出額は1989年で両国のそれぞれGDPの1.3%、1.5%にもなり⁸²⁾、これらの国からの移動には抑制効果が生じることが予想される。

第3に、労働移動の自由化以外のECの政策で、理論上は域内移動を抑制すると考えられるものが他にもある。特に重要なのはECの経済統合が、労働移動の自由化と同時に、域内の財市場の統合と資本移動の自由化を進めてきたことである。自由貿易が行われた時に、一定の条件の下で要素価格の均等化が生じたとすれば、また、資本移動が労働市場の不均衡に敏感に反応するとすれば、それらが労働移動に代替的效果をもつといえることは明らかである⁸³⁾。

移動を抑制する要因の第2群は、統合を推進するプロセスの中に存在する、労働移動の自由

81) Commission of the EC (1989b)

82) Commission of the EC (1991)

83) 貿易と要素移動の関係に関しては伝統的なヘクシャー・オリーンの貿易論があるが、この理論は生産関数が同一であるなど厳しい仮定に基づく理論であるため、この理論がEC域内労働移動に関して意味を持ちうるのかに関しては慎重な検討が必要である。ECの貿易と労働移動の関係およびECの資本移動と労働移動の関係についての満足のいく理論的研究および実証研究は所見の限りでは存在しない。今後本格的に研究されるべき重要な課題である。

79) Eurostat, Regions, Statistical yearbook, 1996.

80) OECD Economic Surveys 1970, p.13.

化への抵抗である。第1に、共同体を構成する国民国家とそのナショナリズムによる抵抗がある。そもそも国民国家はなによりも人（国民）の管理を基盤にしており、人（国民）の移動の自由化はその権力基盤を直接に揺さぶる重大な国家主権の委譲を意味している。これに加えて、1970年代後半から今日まで移民受け入れ国であった欧州諸国において国民の反移民・反外国人労働者の感情がしだいに高まり、今日では移民規制を緩和するような政策をとることによっては政党や政治家は国民の支持をえられない状況にある。域内市場白書の労働移動に関する項目についての法律は、その採択が遅れたことはすでに述べた。それが進まなかった最大の理由は、採択方法が他の域内市場に関する項目とは異なり、「全会一致」によっているためである。人の移動に関しては、マーストリヒト条約においてさえ、「全会一致」の原則は曲げられなかった。このことは「国民」の管理を基礎に成立している国民国家を前提に、人間や労働の移動についての障壁を撤廃することが困難であることを示している。

第2に、イデオロギー対立や労働市場の需給関係をめぐる問題など様々な緊張関係を抱え込んだ欧州統合そのものが持つ抵抗がある。2章において述べたように、社会民主主義的理念の下で作成されたアドニノ委員会の「人民のヨーロッパ」提案に対して、『域内市場白書』は経済自由主義的理念、つまりヨーロッパ大の自由主義的経済圏を形成する目的から作成されたものである。労働移動の自由化をもたらしてきた理由は、ヨーロッパ主義的期待ばかりではなく、経済自由主義的なイデオロギーにもよっている。欧州統合自体、それを推進する者は一枚岩ではなく、欧州統合を利用して自分達の「国民国家」を強化しようとするナショナリスト達、純粋にヨーロッパに自由市場を創設しようとする自由主義者達、ヨーロッパに「社会的空間」を打ち立てようと目指す社会民主主義者など様々であり、それぞれが各々の思惑で統合を進めようと

している。人の移動に関しては、経済自由主義者は自由な要素市場の設立のために「労働」の移動を完全に自由化しようとし、社会主義者は社会民主主義的理想から「人および労働者」の移動を自由化しようとする。ナショナリストの統合支持者は、自国の経済的・政治的利益にかなう「労働」の移動には賛成であるが、「国民国家」の枠が崩されるほどの「人」の移動自由化政策までを考えてはいない。現在のところ、上で述べたように「全会一致」の規定の存在によって、この「国民国家」の擁護者が「人」の自由移動に関する行き過ぎた措置にいつでも制約を加えられるようになっている。社会民主主義的理念と自由主義的理念の複雑な構成物である人の移動の自由化は、「国民国家」擁護者と汎ヨーロッパ主義者の責めぎあいと妥協の中で進められてゆくしかないのである。このように相対立するイデオロギーに現実の労働市場の需給事情とが複雑に組み合わさって労働移動の自由化政策が形成されてきており、その過程は決して単純なものではないことに注意しなければならない。欧州統合一般に内在する緊張⁸⁴⁾はここにも貫かれているといえるが、人の管理が国民国家の基礎を成しているだけにその緊張はよりいっそう強いものとなりうるのである。

第3群の抑制要因として挙げられるのは、統合が直面せざるをえない社会的、文化的障壁である。そのような障壁のなかでもとりわけ言語障壁は重い抑制要因となっている。もし人の移動が本当に自由で歪みのない空間をECが望むならばEC市民がひとつの共通言語を身につけるか、あるいはEC市民全員がバイリンガル、トリリンガル、マルチリンガルになって互いになんらかの言語で話すことができるようになるという、EC域内のコミュニケーションの均一化が必要であろう。ECが1991年に公表した15歳から24歳までの若者に行った世論調査では、他の加

84) 欧州統合に内在する緊張の基本的な見方については、佐々木・中村（1994）『欧州統合の脱神話化』第1章及び第2章を参照のこと。

盟国に仕事や就学、職業訓練をしに行かない理由として第一に挙げられているのが言語上の問題であることや⁸⁵⁾、他国籍企業の幹部ですら外国語の操作能力が依然として乏しいことからみても⁸⁶⁾、ECが言語障壁を取り除くためのなんらかの政策を行わなければならないことは明らかである⁸⁷⁾。

しかしながら、域内で言語をなんらかの形で均一化する政策をECが実施するには大きな困難が存在する。第1の困難は英語による均一化に対する抵抗である。現実にはECで最も学ばれ、話されている外国語は英語であり、欧州委員会もこれを認識している。この傾向は1995年からオーストリア、フィンランド、スウェーデンが加わることでいっそう顕著になった。たとえば英語を学んでいるEU市民は全体の65%にも登る。2位のフランス語は39%、3位のドイツ語は21%に過ぎない。これらの数字は実際に話せる外国語ということになると、各々、41%、19%、10%に低下する。それでも英語が圧倒的に他を引き離している⁸⁸⁾。欧州委員会は毎日正午の報道機関のための記者会見ではフランス語の使用義務をなくし、英語使用を許可することになったが⁸⁹⁾、これもEUにおける英語の事実上の優位を示す例である。このような英語の優位が高まるにつれ、フランスによる抵抗が非常に激しくなってきた。フランスは言語に関してはトゥボン文化相が英語使用禁止の法律制定を行い、共同体においてアメリカのテレビ番組の放送に制限枠をもうける主張にイニシャチブをとってきた。英語は世界的にも共通語となってきた

ており、また、共同体においても最も有力な言語であるので、共同体の共通語としては技術的には最も導入が容易であると考えられるのであるが、言語を文化の一部として重要視するナショナリスティックな圧力を受けるという困難があるのである。

第2の困難は共同体における多数の少数言語の存在である。加盟諸国は多かれ少なかれ国内において標準語による言語統一を行なった歴史をもつ。特にフランスではそれが顕著であり、マイノリティによる方言の復活の主張は認めていない。共同体内にはブルトン語やバスク語などの様々な少数言語があり、これらの言語を話す少数民族は、国家との民族闘争を行っていることが多く、ECにその解決、つまり少数言語の保護を期待している。ECは国家レベルを飛び越えてEC市民から直接支持を獲得してその存在意義と民主性をアピールするために、このような少数言語の保護要求を支持せざるをえない。特に欧州議会はこのような役割を果たそうとして少数言語の保護の要求を汲み上げてきた。このため、ECの言語をいくつかの有力言語、たとえば英語、フランス語、ドイツ語のうちのひとつまたはその組み合わせによって均一化する方針は、ECとしては全面に出す訳にはいかない。言語問題は解決しなければならないが、各国の文化やナショナリズムに触れる問題であるため、現在のところは強力なイニシャチブをとることはできない微妙な問題なのである⁹⁰⁾。

最後に、言語問題に加えて、欧州においてはいまひとつ顕著な社会的、文化的障壁が存在すると思われる。ヨーロッパの場合、一国内でも大きな賃金格差、失業格差があり、容易に解消されていないことからみて、そもそも、ヨーロッパにおける移動には特有の粘性性があることが考えられる。以上、人(労働)移動に関する様々な抑制要因を指摘してきたが、今後の人(労働)

85) Eurobarometer 1991

86) Berger (1990) によると、就業5万人以上の西ドイツ系多国籍企業への調査の結果、会社幹部のうち国外で1年以上の実験経験を積んだものは1,000人中1人に満たないこと、外国語を一つ自由に話せる人は1,000人中0.5人に満たない。

87) Neto & Muller (1987)の在仏ポルトガル移民に対するサーベイでも言語が生活する上での最大の障害として挙げられている。

88) European Commission (1995)

89) Financial Times, 95年1月25日2面

90) 欧州共同体の言語政策の問題の複雑さについて詳しくはCoulmas (1991)を参照されたい。

働)の移動の自由化政策に関する研究は、これらの抑制要因に注目しながら進められていかなければならない。

以上にまとめた移動の抑制諸原因のうち、制度的なものについては本論文から帰結しているが、それらを含めて、抑制諸原因の相互作用や、それらが移動にどの程度影響を与えているかについては、未開拓の重要な研究領域として残されている。本稿ではこうした課題をとりあえずは指摘しておくにとどめたい。

4 結論

2章でみたように、今日まで欧州共同体は理念的に共通の市場と社会を形成しようという努力を重ねてきた。1960年代は労働者の経済的・社会的諸権利の保障による移動の自由化が漸進的に進められていったが、1970年代、1980年代を経て、1992年のマーストリヒト条約では労働者の市民的権利すなわち参政権が『欧州市民権』として保障されるに至った。欧州共同体の加盟諸国間では、域外の諸国家に比して、制度的に移動障壁が大きく低化していることは確かである。

しかしながら移動の自由化の政策は、決して単線的に容易に進められてきたわけではなかった。現実には統合自体、種々の政治的・経済的要因が絡み合い、内部に緊張関係を抱えながら進行してきたのであり、労働移動、人の移動をめぐる統合政策も同様の緊張関係を、あるいはいつそう強い緊張関係を抱えてきた。

すでに見たように、現実の域内移動は急性的に拡大する傾向を持たない。その理由は3章で示した通り、域内移動に対する様々な抑制要因が存在するからである。そこから明らかなことは、移動が拡大しないことが決して統合の遅れだけによらないということである。

したがって、労働市場が単一になり、域内の社会的流動性が増加して、1つの市場、1つの市民社会が形成されるという(経済自由主義モ

デルとナショナリズムに関する近代主義的モデル双方の)理論的期待は実現しない。

ゆえに、一方では統合の将来を上の2つの単純なモデルを越えたモデルに基づいて構想する必要がある、他方では移動に特有の粘着性の分析、種々の相反する効果をもった統合政策との相互作用の分析などについての一層の研究が必要である。たとえば1990年7月より資本移動が自由化され、EC域内の投資が急増したが、このような動向が労働移動にどのような影響を与えるのか分析する必要があるであろう。

最後に、労働移動の実態把握に関しての課題が残されている。第1に「国境労働者」の実態に関してはこれまでほとんど研究が行われていない。これらの労働者の移動の規模の変化を捉えることが必要である。第2に経営管理者や技術者など「熟練労働者(skilled worker)」の移動の実態を示す研究もほとんどなされていない。熟練労働者の実態を把握したうえでこそ、その移動が単に熟練労働者間の市場を作るのみに留まるのか、それとも熟練労働者の移動の自由化のための制度化の進展に引っ張られるかたちで、非熟練労働者や労働者以外の人の自由移動に弾みがつき、なし崩し的に単一の労働市場が形成されてゆくのかという重要な課題を分析していくことも可能となるだろう。第3に学生の移動に関する研究も重要である。学生は非活動人口の一部でもあり、近い将来の労働力人口候補でもあるため、その移動の自由化政策は非常に重要な意味合いをもつが、80年代後半以降、共同体の学生の移動に関する政策が大きな進展をみた。80年代後半以降の移動に関する政策の展開が学生の移動に今後どのような影響を与えるのか非常に注目されるところである。

参考文献

<EC諸機関の文書>

Bulletin of the European Communities(略称 Bull.EC, ECの月刊活動報告)

- COM Documents (EC委員会による提案文書)
- European Parliament Working Documents (欧州議会の作業文書, 本論文ではDoc.と略記)
- Official Journal of the European Communities (略称 OJ, ECの官報)
- Journal Officiel des Communauté européennes (OJのフランス語版)
- Eurostat (欧州共同体に関する統計)
- Social Europe (欧州共同体の社会政策に関する情報)
- * (1988a), The social aspects of the internal market - Volume 1, Social Europe, supplement 7/88.
 - * (1988b), The social dimension of the Internal Market, Social Europe, Special edition.
 - * (1990), The labour market for information technology professionals in Europe, Social Europe, supplement 1/90.
 - * (1991), Immigration of citizens from third countries into the southern Member States of the European Community, Social Europe, supplement 1/91.
 - * (1992), First report on the application of the Community Charter of the Fundamental Social Rights of Workers, Social Europe 1/92.
- Eurobarometer (共同体に関する世論調査)
- European File(欧州共同体の政策に関する情報。必ずしもEC諸機関の公式見解を表わすものではない。)
- European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (1989), *Mobility and Social cohesion in the European Community - A Forward Look*.
- Commission of the European Communities / Séché, Jean-Claude (1988), *A guide to working in a Europe without frontiers*, Document.
- Commission of the European Communities / Patrick Venturini (1989a), *1992—The European social dimension* (Documentation series).
- Commission of the European Communities (1989b), *Guide to the reform of the Community's structural Funds*, Luxembourg.
- Commission of the European Communities (1991), *The regions in the 1990s—Fourth periodic report on the social and economic situation and development of the regions of the Community*.
- European Commission (1995), *Key Data on Education in the European Union*.
- <欧文一般文献・アルファベット順>
- Barsotti, Odo & Lecchini, Laura (1989), "L'immigration des pays du Tiers-Monde en Italie", *Revue Européenne des Migrations Internationales*, vol.5, No.3, pp.45-63.
- Berger, Hrsg. Roland (1990), *Handbuch Europa '92*, ECON Executive Verlags GmbH, Düsseldorf, 岸上慎太郎(監訳)『EC統合・ビジネス全調査—国別・産業分野別・主要企業別分析』, 1992年.
- Bhagwati, Jagdish N. & Srinivasan, T. N. (1983), "On the choice between capital and labour mobility", *Journal of International Economics*, vol. 14, pp.209-221.
- Böhning, W.R. (1972), *The Migration of Workers in the United Kingdom and the European Community*, Oxford University Press: London.
- Böhning, W.R. (1991), "Integration and immigration pressures in western Europe", *International Labour Review*, Vol.130, No.4, pp.445-458.
- Bouscaren, Anthony T. (1969), *European Economic Community Migrations*, Martinus Nijhoff, The Hague.
- Brecher, Richard A. & Choudhri, Ehsan U. (1987), "International migration versus foreign investment in the presence of unemployment", *Journal of International Economics*, vol.23, pp.329-342.
- Castles, Stephen (1984), *Here for good: Western Europe's New Ethnic Minorities*, Pluto Press.
- Castles, Stephen & Kosack, Goula (1985), *Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe (Second Edition)*, Oxford University Press.
- Cohen, Robin (1987), *The New Helots - Migrants in*

- the International Division of Labour*, Gower Publishing Company Limited, 清水知久 (訳) 『労働力の国際的移動—奴隷化に抵抗する移民労働者』 明石書店 1989年.
- Coulmas, Florian (ed.), (1991) *A Language Policy for the European Community: Prospects and Quandaries*, mouton de gruyter.
- Dahlberg, Kenneth A. (1967-68), "The EEC Commission and the Politics of the Free Movement of Labour", *Journal of Common Market Studies*, Vol.6, pp.310-333.
- Deutsch, Karl W. (1953), *Nationalism and Social Communication—An Inquiry into the Foundations of Nationality*, Technology Press of the MIT.
- Española, Caritas (1987), "Los Inmigrantes en España", *Documentation social*, No.66.
- Gaspard, Françoise & Servan-Schreiber, Claude (1984), *La fin des immigrés*, Editions du Seuil, 林信弘 (訳) 『外国人労働者のフランス』, 法律文化社, 1989年.
- Gellner, Ernest (1983), *Nation and Nationalism*, Basil Blackwell: Oxford.
- Gordon, Ian & Thirlwall, A.P. (eds.) (1989), *European Factor Mobility: Trend and Consequences*, Macmillan.
- Gremmen, Hans J. (1985), "Testing the Factor Price Equalization Theorem in the EC: An Alternative Approach", *Journal of Common Market Studies*, vol.23 No.3, pp.278-286.
- Hasenau, Michael (1991), ILO Standards on Migrant Workers: The Fundamentals of the UN Convention and Their Genesis, *International Migration Review*, Vol.25, No.4, pp.687-709.
- Hobsbawm, E. J. (1990), *Nations and Nationalism since 1780: Programme, myth, reality*, Cambridge University Press.
- Hollifield, James F. (1992), *Immigrants, Markets, and States: The Political Economy of Postwar Europe*, Harvard University Press.
- Ireland, Patrick R. (1991), "Facing the True 'Fortress Europe': Immigrant and Politics in the EC", *Journal of Common Market Studies*, vol. 29, No. 5, pp.457-480.
- Kellas, James G. (1991), *The Politics of Nationalism and Ethnicity*, Macmillan: London.
- Kemp, Murray C. (1962), "The Benefits and Costs of Private Investment from Abroad: Comment", *Economic Record*, vol.38, pp.108-110.
- Kindleberger, Charles P. (1967), *Europe's Postwar Growth—The Role of Labor Supply*, Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts.
- King, Russell (1988), Il Ritorno in Patria: Return Migration to Italy in Historical Perspective, *Occasional Publications* No.23, Department of Geography, University of Durham.
- Klein, Ronald Stanley (1981), *The free movement of workers: A study of transnational politics and policy - making in the European Community*, The George Washington University.
- Koch, L. (1989), "Impact of the Reversal of the Migration Situation on the Social Structures of Certain Countries - The case of Italy - *International Migrations*", June, pp.191-201.
- Krane, Ronald E. (1979), *International Labor Migration in Europe*, Praeger.
- Lebon, André (1990), "Ressortissants communautaires et étrangers originaires des pays tiers dans l'Europe des douze", *Revue Européenne des Migrations Internationales*, vol.6, No.1, pp. 185-202.
- Lenaerts, Koen (1994), "Education in European Community Law after 'Maastricht'", *Common Market Law Review*, Vol.31, No.1, P.7-41.
- MacDougall, G.D.A. (1960), "The Benefits and Costs of Private Investment from Abroad: A Theoretical Approach", *Economic Record*, vol. 36, pp.13-35.
- Molle, Willem & Cappellin, Riccardo (1988), *Regional Impact of Community Policies in Eur-*

- ope, Avebury.
- Molle, Willem & Van Mourik, Aad (1988), "International Movements of Labour under Conditions of Economic Integration: The Case of Western Europe", *Journal of Common Market Studies*, Vol.26, No.3, pp.317-342.
- Mosley, Hugh G. (1990), "The social dimension of European integration", *International Labour Review*, vol.129, No.2, pp.147-164.
- Muñoz-Pérez, F. (1989), "L'Espagne, pays d'immigration", *Population*, vol.44, No.2, pp.257-290.
- Muus, Philip J. (1990), "The Position of Ethnic Minorities on the Dutch Labour Market, with special reference to Employees in the Private and Public Sector", in: Jurgen Fijalkowski(ed.), *Transnationale Migranten in der Arbeitswelt*, pp.159-175.
- Neto, Felix & Mullet, Etienne (1987), "Aspect de Vécu des Travailleurs Portugais en Région Parisienne", *Studi Emigrazione*, 24(87), pp.416-429.
- OECD, Economic Surveys, 1970.
- OECD, SOPEMI 1973-1990各号
- Petersen, Jorn Henrik (1991), "Harmonization of Social Security in the EC Revisited", *Journal of Common Market Studies*, vol.29, No.5, pp.505-526.
- Rhodes, Martin (1992), "The Future of the Social Dimension: Labour Market Regulation in Post-1992 Europe", *Journal of Common Market Studies*, vol.30, No.1, pp.23-51.
- Salt, John (1992), Migration Processes among the Highly Skilled in Europe, *International Migration Review*, Vol. 26, No.2.
- Salt, J. & Kitching, R.T. (1990), "Labour Migration and the Work Permit System in the United Kingdom", *International Migration*, 28(3), pp.267-294.
- Sassen, Saskia (1988), *The Mobility of Labor and Capital—A Study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge University Press,
- 森田桐郎(訳)『労働と資本の国際移動—世界都市と移民労働者』, 岩波書店1992年.
- Straubhaar, Thomas (1988a), *On the Economics of International Labor Migration*, Paul Haupt Berne.
- Straubhaar, Thomas (1988b), "International Labour Migration within a Common Market: Some Aspects of Experience", *Journal of Common Market Studies*, vol.27, No.1, 45-62.
- Tovias, Alfred (1982), "Testing Factor Price Equalization in the EEC", *Journal of Common Market Studies*, vol.20, No.4, pp.375-388.
- Tränhardt, Dietrich (ed.) (1992), *Europe: A New Immigration Continent*, Lit Verlag, 宮島喬・他(訳)『新しい移民大陸ヨーロッパ』, 明石書店, 1994年.
- Vandamme, François (1990), "The reform of the EEC structural funds : Hopes and limitations", *International Labour Review*, Vol.129, No.6, pp.715-731.
- Van Mourik, Aad (1987), "Testing the Factor Price Equalization Theorem in the EC: An Alternative Approach: A Comment", *Journal of Common Market Studies*, vol.26, No.1, pp.79-86.
- Walwei, Ulrich & Werner, Heinz (1993), Europeanizing the Labour Market: Employee Mobility and Company Recruiting Methods, *Intereconomics*, January/February, pp.3-10.
- Werner, H. (1986), "Post-War Labour Migration in Western Europe: An Overview", *International Migration*, No.26, pp.543-557.
- Willis, F. Roy (1971), *Italy chooses Europe*, Oxford University Press.
- <日本語文献・50音順>
- 栗沢尚志 (1991), 「国際間労働移動のマクロ経済的効果と社会保障」, in: 社会保障研究所(編), 『外国人労働者と社会保障』, 東京大学出版会, pp.285-301.
- 岩村正彦 (1990), 「ヨーロッパ共同体と社会保障」, 『日本労働研究雑誌』, No.372, pp.24-37.

- 大橋範雄 (1990), 「西ドイツにおける外国人違法就労と外国人被用者派遣の動向」, 『季刊労働法』, No. 154, pp.142-171.
- 厚生省人口問題研究所 (1993), 『国際人口移動の実態』, 東洋経済.
- 小城 剛 (1982), 「労働者の自由移動に関するECの立法」, in: 日本EC学会(編), 『ECにおける労働移動—日本EC学会年報 第2号』, 有斐閣pp.1-17.
- 佐々木隆生・中村研一 (編著) (1994), 「ヨーロッパ統合の脱神話化—ポスト・マーストリヒトの政治経済学—」, ミネルヴァ書房.
- 澤田マルガレーテ (1990), 「EC統合と人の自由移動」, in: 『ジュリスト』, No.961, pp.76-82.
- 須網隆夫 (1991), 「変貌するEC労働法—社会的基本権に関する共同体社会憲章のEC労働立法への影響—」, 『季刊労働法』, No.161, pp.183-202.
- 鈴木宏昌 (1989b), 「ECの統合と労働移動の自由」, 『季刊労働法』, No.152, pp.174-179.
- 鈴木宏昌 (1990), 「EC統合と労働移動問題」, 『日本労働研究雑誌』, No.372, pp.44-55.
- 曾國雄 (1978), 「EECにおける労働者の自由移動の制限」, 神戸大学経済経営研究所『経済経営研究』, 第28号 (I), pp.189-212.
- 恒川謙司 (1992), 『ソーシャル・ヨーロッパの建設—EC社会政策とソーシャル・パートナー』, 日本労働研究機構.
- 手塚和彰 (1989), 「西ドイツの「外国人労働者受入れ」と二国間協定」, 『季刊労働法』, No.153, pp.80-91.
- 野川忍 (1993), 『外国人労働者法: 西ドイツの成果と日本の展望』, 信山社.
- Biagi, Marco (1990), 「域内市場の社会的側面—1992年に向けてのEEC」, 『日本労働研究雑誌』 No.372, pp.38-44.
- 前田充康 (1989), 『EC統合と労働問題』, 日本労働協会.
- 宮島喬／梶田孝道 (編) (1991), 『統合と分化のなかのヨーロッパ』, 有信堂高文社.
- 森田桐郎 (1987), 「資本主義の世界的展開と国際労働力移動」, in: 森田桐郎(編), 『国際労働力移動』, 東京大学出版会, pp.1-54.
- 森田桐郎 (1992), 「資本の国際化・新国際分業・世界労働市場(2)・(3)」, 東大『経済論集』, 56巻2号: pp. 61-72 (1990.7), 58巻1号: pp.45-60 (1992.4).